

# 邑楽町障がい者福祉計画

(令和3年度～令和8年度)

<計画素案>

令和3年3月

邑 楽 町

第1章 計画策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 計画の期間.....	3
第4節 計画の対象者.....	3
第5節 計画の策定方法.....	3
第2章 障がい者を取り巻く現状.....	4
第1節 近年の障がい者施策にかかわる社会動向.....	4
第2節 総人口.....	5
第3節 障害者手帳所持者等の状況.....	8
第4節 アンケート結果概要.....	13
第3章 計画の理念および目標.....	29
第1節 基本理念.....	29
第2節 基本目標.....	30
第3節 施策の体系.....	32
第4章 施策の展開.....	33
基本目標1 差別の解消および相互理解の推進.....	33
基本目標2 地域生活を支えるサービスや相談支援の充実.....	39
基本目標3 安心して暮らせる保健・医療の充実.....	43
基本目標4 創造性と個性を大切にした療育・教育の充実.....	49
基本目標5 いきいきと暮らせる社会参加や生きがいのづくりの推進.....	53
基本目標6 人にやさしい安心で快適な生活環境の整備.....	55
基本目標7 就労の機会の拡大の推進と経済的支援.....	60
第5章 計画の推進.....	63
第1節 協働と連携による計画の推進.....	63
第2節 計画の周知・普及.....	63

## 第1章 計画策定にあたって

### 第1節 計画策定の趣旨

国は、障がいのある人もない人も地域で安心して暮らせる社会、地域の一員としてともに生きる社会づくりを目指して、障害福祉サービスをはじめとする障害福祉施策に取り組んでいます。

平成27年には「障害者総合支援法」および「児童福祉法」が一部改正され、「自立生活援助」や「就労定着支援」等の新規事業が定められたほか、重度訪問介護や医療的ケアを要する障害児支援等に関する事項が定められました。

平成28年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行され、障害を理由とする「差別の禁止」と「合理的配慮の提供」について義務化されました。

平成30年3月には、「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限に発揮して自己実現できるよう支援する」を基本理念とした「障害者基本計画(第4次)」が策定されました。

また、平成30年4月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行、同年11月には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が施行されました。

さらに、令和2年4月には、「障害者の雇用の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

本町では、平成29年3月に「邑楽町障がい者福祉計画(以降、前計画)」を策定し、「ともに支え合うまちづくり【誰もが地域の一員として自分らしく暮らせるまち】」を基本理念に、障がいのある人の意思を尊重し、社会のあらゆる分野の活動に参加でき、希望する地域生活を実現できるよう、各種施策の推進に取り組んできました。

本計画は、こうした法改正の変遷や障がい者を取り巻く社会情勢等の変化を鑑み、障がい者が地域で安心して自立した生活を送り、個性を活かして交流・活動できる環境をつくることを目指し、令和3年度から令和8年度を計画期間とする「邑楽町障がい者福祉計画」及び「第6期邑楽町障がい福祉計画・第2期邑楽町障がい児福祉計画」一体的に策定するものです。

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項、および障害者総合支援法第88条第1項、児童福祉法第33条の20に基づくもので、本町に暮らす障がいのある人のニーズや課題をまとめ、取り組むべき障がい者施策の方向性について定める基本計画としての性格を有しています。

策定にあたっては、国の障害者基本計画(第4次)およびバリアフリーぐんま障害者プラン8(群馬県障害者計画・第6期群馬県障害福祉計画・第2期群馬県障害児福祉計画)を踏まえるとともに、本町の最上位計画である総合計画をはじめとする他の計画との整合を図ります。

また、障害福祉サービス、地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する詳細な施策内容、目標量等を示す邑楽町障害福祉計画(第6期)・邑楽町障害児福祉計画(第2期)を踏まえて策定します。

### ■障害者基本法(第11条第3項)

「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。」

### ■障害者総合支援法(第88条第1項)

「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。」

計画名	根拠法令	計画の性格
邑楽町障がい者福祉計画	障害者基本法 第11条第3項	障がい者施策の理念や基本方針を定める計画
第6期邑楽町障害福祉計画	障害者総合支援法 第88条第1項	各年度における障害福祉サービス・相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画
第2期邑楽町障害児福祉計画	児童福祉法 第33条の20	各年度における、障害児を対象とした、通所支援や相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画

### 第3節 計画の期間

本計画は邑楽町障がい者福祉計画と邑楽町障がい福祉計画・邑楽町障がい児福祉計画を一体的に策定することから、計画の期間は、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の計画期間に合わせ、令和3年度から令和8年度の6年間の計画とします。

なお、計画期間中に、この計画の根幹となる法律や制度などの改正があった場合には、その動向により、計画の見直しを行います。

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
障がい者福祉計画	第2次邑楽町障がい者福祉計画				障がい者福祉計画						次期計画
障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画		第5期障がい福祉計画・ 第1期障がい児福祉計画			第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画			次期計画

### 第4節 計画の対象者

障害者基本法に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)、難病その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を本計画の対象とします。

### 第5節 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、障がいのある人の地域での生活状況、困っていること、サービスの利用意向などを把握するため、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者および一般町民を対象としたアンケート調査を実施しました。

また、障がい者施策の推進については、幅広い関係者の協力を得て、本町の実情に応じた施策が展開されるように、障がい者団体の代表、社会福祉の関係者、学識経験者等の構成による邑楽町障がい者福祉計画策定委員会を設置し、策定にあたりました。

さらに、幅広く町民の意見を求めるためにパブリックコメントを実施しました。

## 第2章 障がい者を取り巻く現状

### 第1節 近年の障がい者施策にかかわる社会動向

年 月	内 容 等
平成 24 年	<ul style="list-style-type: none"><li>・「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」成立</li><li>・「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」へ改正（平成 25 年 4 月施行）</li><li>・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（以降、障害者優先調達推進法）」制定</li><li>・「障害者基本計画（第 3 次）」策定</li></ul>
平成 25 年	<ul style="list-style-type: none"><li>・「障害者総合支援法」施行</li><li>・「障害者差別解消法」成立（平成 28 年 4 月施行）</li><li>・「改正障害者雇用促進法」成立（平成 28 年 4 月施行）</li><li>・「障害者雇用促進法」の一部改正</li></ul>
平成 26 年	<ul style="list-style-type: none"><li>・「障害者権利条約」締結</li><li>・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」の施行（平成 26 年 4 月）</li></ul>
平成 27 年	<ul style="list-style-type: none"><li>・「難病の患者に対する医療費等に関する法律」の施行（平成 27 年 1 月）</li></ul>
平成 28 年	<ul style="list-style-type: none"><li>・「障害者差別解消法」の施行（平成 28 年 4 月）</li><li>・「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行（平成 28 年 8 月）</li></ul>
平成 30 年	<ul style="list-style-type: none"><li>・「障害者基本計画（第 4 次）」の策定（平成 30 年 3 月）</li><li>・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」および「児童福祉法」の一部を改正する法律の施行（平成 30 年 4 月）</li><li>・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 30 年 11 月施行）</li></ul>
令和 2 年	<ul style="list-style-type: none"><li>・「障害者の雇用の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和 2 年 4 月施行）</li></ul>

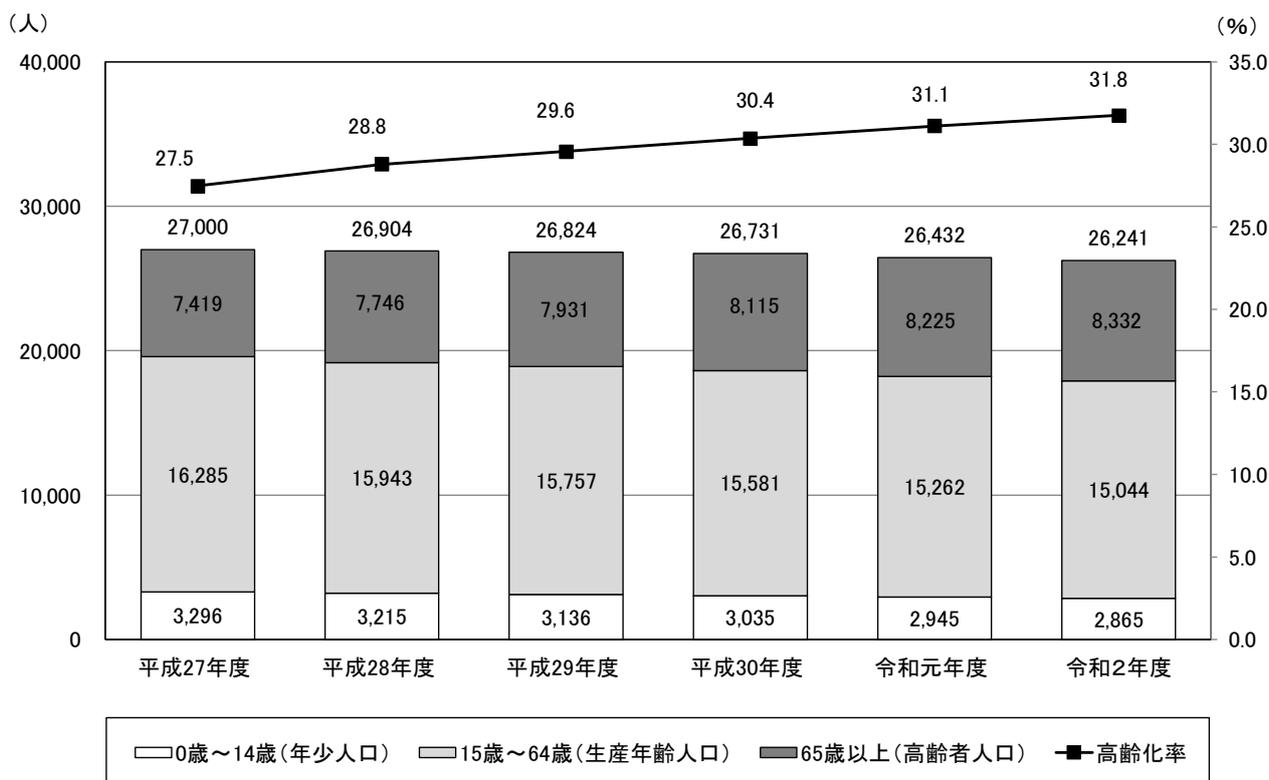
## 第2節 総人口

### (1)3区分人口および高齢化率

令和2年における本町の人口は、26,241 人です。平成 27 年と比べると、700 人以上の減少となっています。また、14 歳までの年少人口および 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は減少傾向にある一方、65 歳以上の高齢者人口は増加しています。

高齢化率は増加傾向となり、令和2年では 31.8%となっています。

### 人口の推移

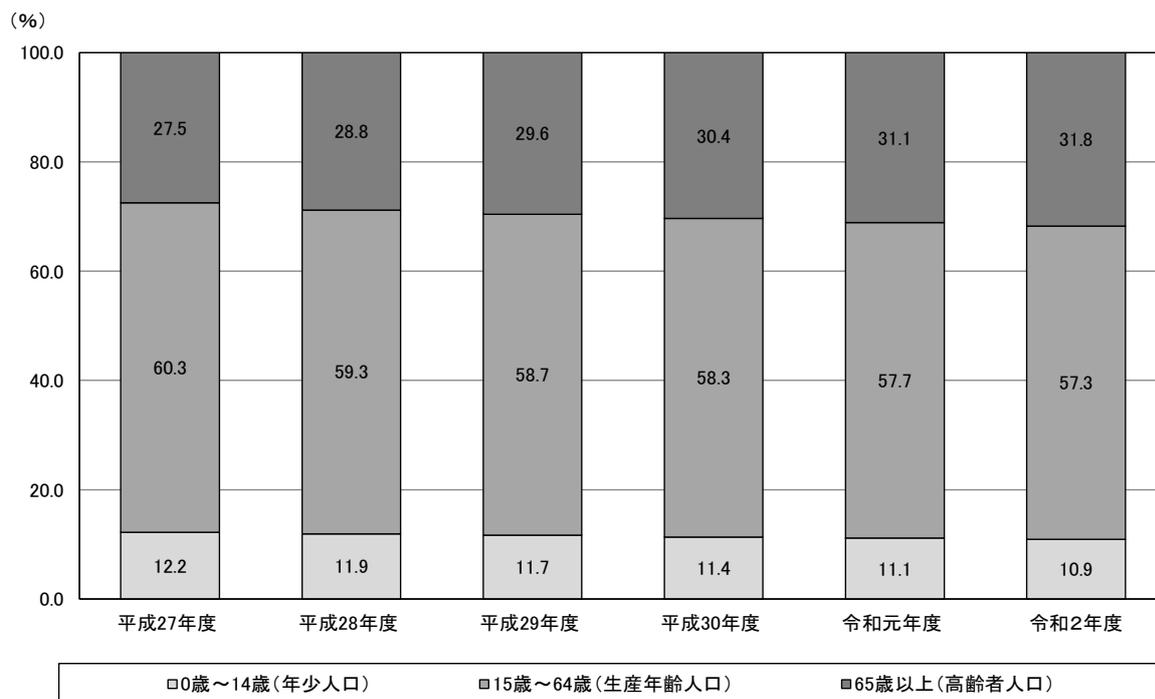


資料:住民基本台帳(各年 10 月 1 日現在)

## (2)年齢階層別人口割合

令和2年度における本町の年齢階層別人口割合をみると、年少人口割合と生産年齢人口割合ともに減少傾向である反面、高齢者人口割合は年々増加し、平成30年度からは全人口の中の3割を超えています。

### 年齢階層別人口割合

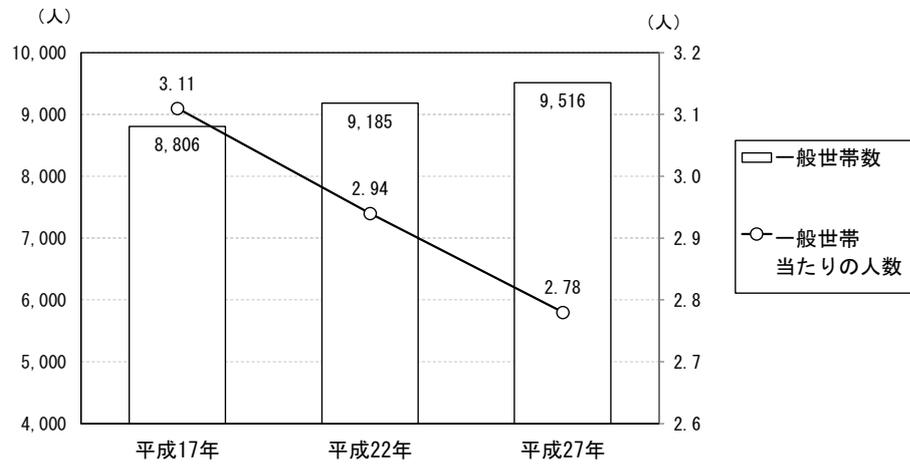


資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

### (3)世帯数

総人口の減少が進む一方で一般世帯数は増加しているため、平均世帯人員は減少し、平成27年は2.78人となっています。

世帯の推移



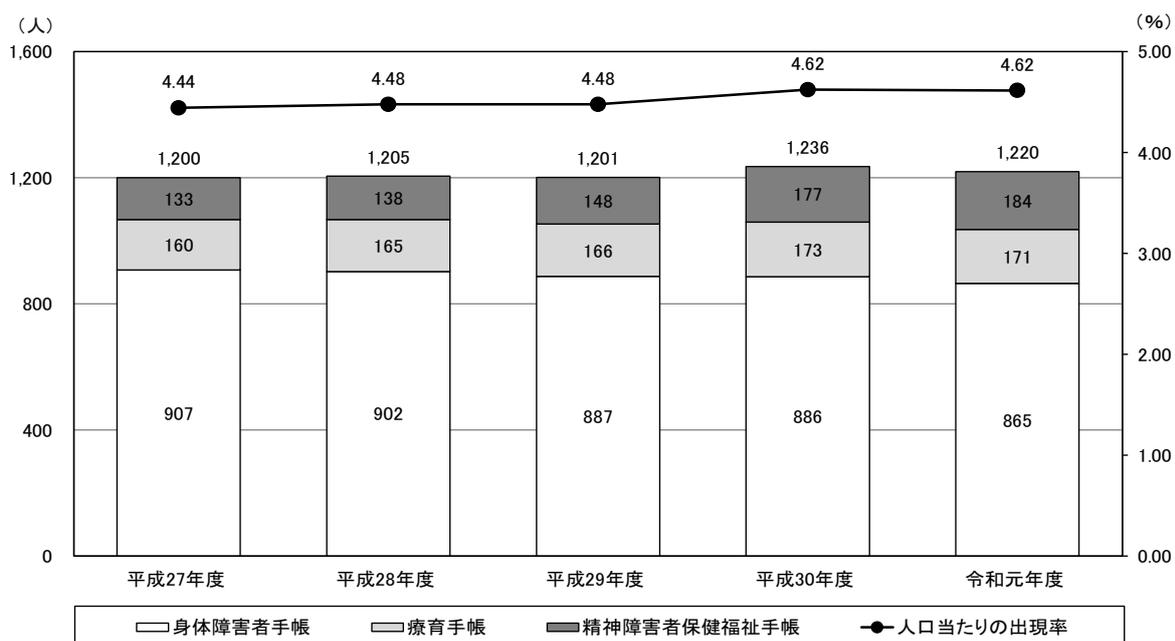
資料:国勢調査

### 第3節 障害者手帳所持者等の状況

#### ① 障害者手帳所持数の推移

障害者手帳所持者数(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、重複含む)は増加しており、令和元年度末現在は1,220人となっています。総人口に対する出現率も上昇し、令和元年度末現在は4.62%となっています。

障害者手帳の種別に見ると、身体障害者手帳は減少傾向ですが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は増加しています。令和元年度末現在は、身体障害者手帳が865人と最も多く、次いで療育手帳が171人、精神障害者保健福祉手帳は184人となっています。

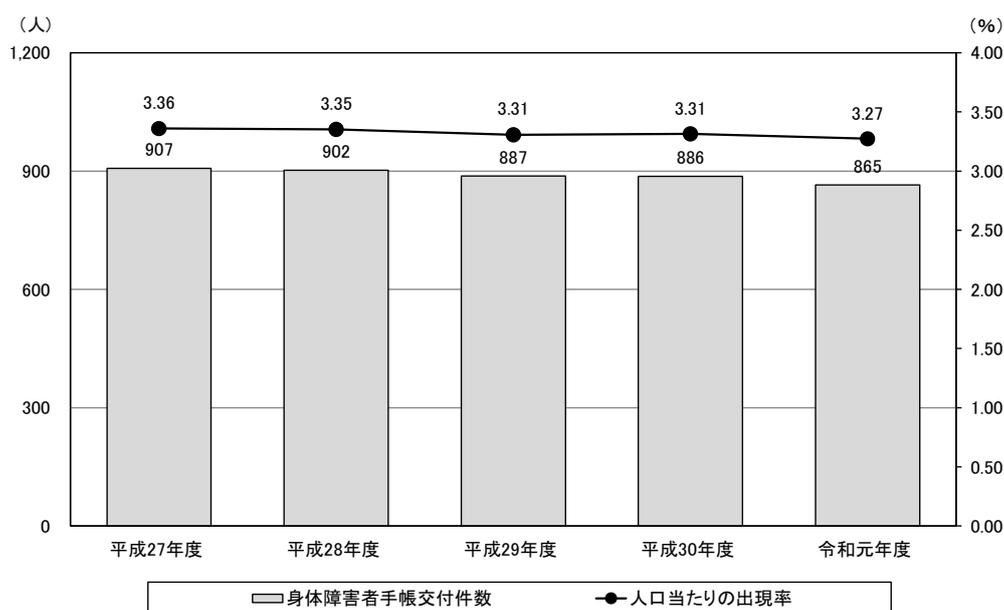


## ②身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和元年度末現在は865人で、平成27年度から42人減少し、人口当たりの出現率も3.27%と減少傾向にあります。

障がいの種類別をみると、肢体不自由(480人)が最も多く、次いで内部障がい(299人)、聴覚・平衡障がい(57人)となっていますが、平成27年度からの構成比の推移をみると、最も人数の多い肢体不自由は構成比が低下傾向にあるのに対して、内部障がいは上昇し、聴覚・平衡障がいもやや上昇傾向にあります。

障がいの程度別にみると、1級(336人)が最も多く、次いで4級(226人)、2級(115人)となり、重度の1級の構成比は上昇傾向にあります。



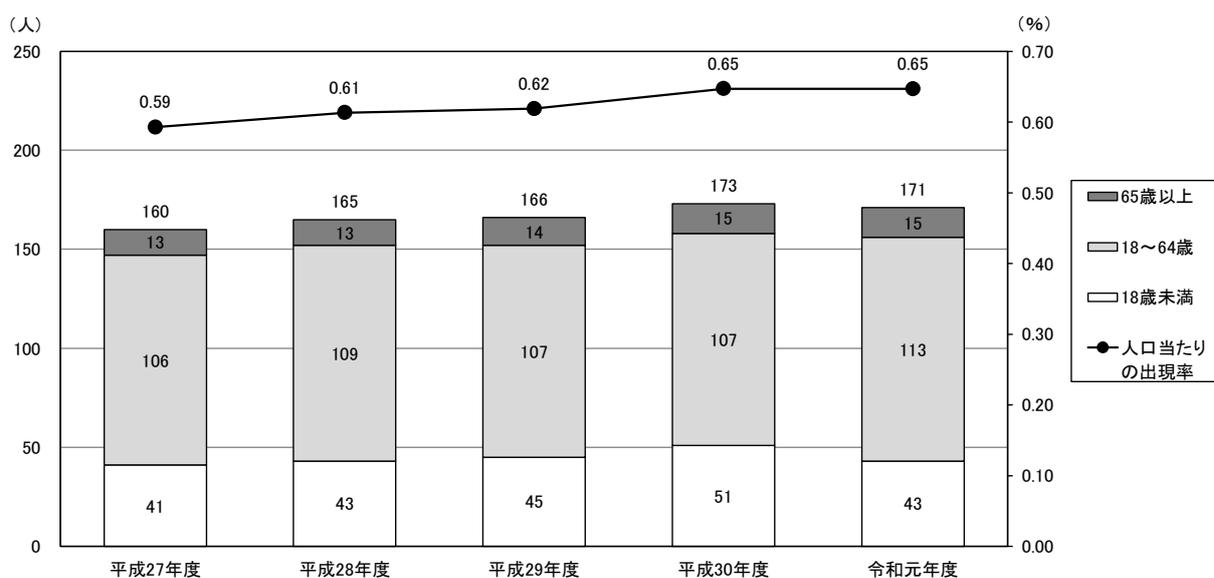
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年
身体障害者手帳所持者数		人 907	902	887	886	865
障がい種類	視覚障がい	人 54	54	56	50	53
		% 6.0%	6.0%	6.3%	5.6%	6.1%
	聴覚・平衡障がい	人 74	75	69	62	57
		% 8.2%	8.3%	7.8%	7.0%	6.6%
	音声・言語障がい	人 14	11	13	14	12
		% 1.5%	1.2%	1.5%	1.6%	1.4%
肢体不自由	人 510	511	494	488	480	
	% 56.2%	56.7%	55.7%	55.1%	55.5%	
内部障がい	人 301	302	299	312	299	
	% 33.2%	33.5%	33.7%	35.2%	34.6%	
障がい程度	1級	人 335	336	332	341	336
		% 36.9%	37.3%	37.4%	38.5%	38.8%
	2級	人 120	118	121	118	115
		% 13.2%	13.1%	13.6%	13.3%	13.3%
	3級	人 111	112	110	109	105
		% 12.2%	12.4%	12.4%	12.3%	12.1%
	4級	人 237	235	229	229	226
		% 26.1%	26.1%	25.8%	25.8%	26.1%
	5級	人 53	51	47	46	44
		% 5.8%	5.7%	5.3%	5.2%	5.1%
	6級	人 51	50	48	43	39
		% 5.6%	5.5%	5.4%	4.9%	4.5%

### ③知的障がい者の状況

療育手帳所持者数は増加しており、令和元年度末現在は 171 人で、平成 27 年度から 9 人増加して、人口当たりの出現率も 0.65%と上昇しています。

年齢階層別をみると、18～64 歳(113 人)が最も多く、次いで 18 歳未満(43 人)、65 歳以上(15 人)となっています。

障がいの程度別にみると、B1(中度)(51 人)が最も多く、次いで B2(軽度)(50 人)、A1(最重度)(35 人)、A2・A3(重度)(35 人)となり、平成 27 年度から比較すると、A2・A3(重度)、B2(軽度)の増加が大きくなっています。



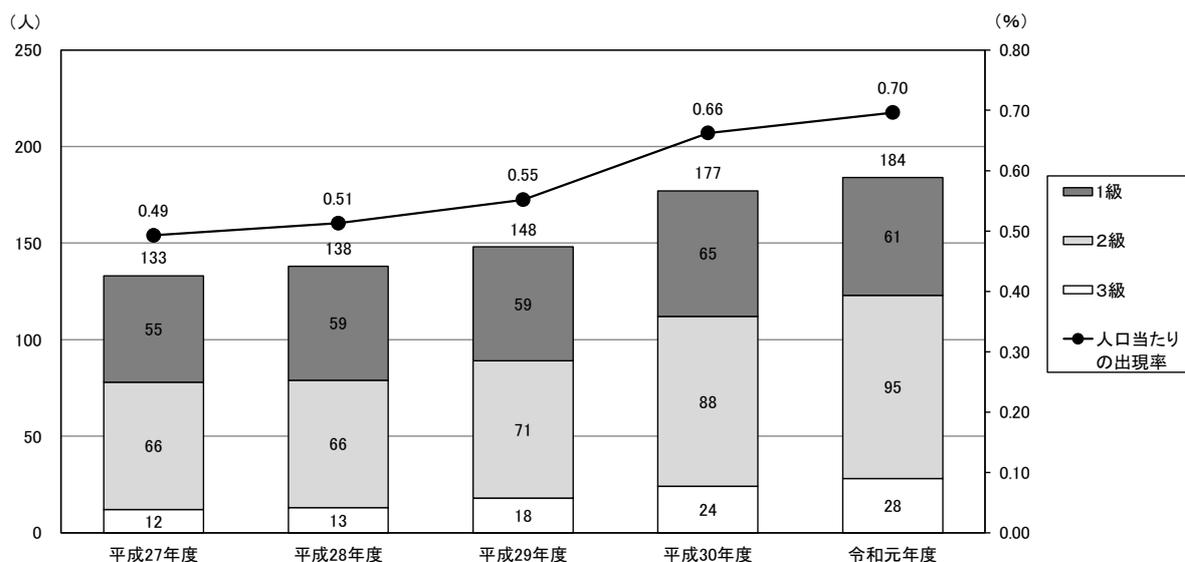
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年
療育手帳所持者数		人 160	165	166	173	171
障がい程度	A1(最重度)	人 35	35	35	35	35
		% 21.9%	21.2%	21.1%	20.2%	20.5%
	A2・A3(重度)	人 30	31	32	35	35
		% 18.8%	18.8%	19.3%	20.2%	20.5%
	B1(中度)	人 49	50	48	51	51
		% 30.6%	30.3%	28.9%	29.5%	29.8%
	B2(軽度)	人 46	49	51	52	50
		% 28.8%	29.7%	30.7%	30.1%	29.2%

#### ④精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しており、令和元年度末現在は184人で、平成27年度から51人増加し、人口当たりの出現率も0.70%と上昇傾向にあります。

障がいの程度別にみると、2級(95人)が最も多く、次いで1級(61人)、3級(28人)となっています。

自立支援医療(精神通院医療)受給者数も増加傾向にあり、令和元年度末現在は338人となっています。

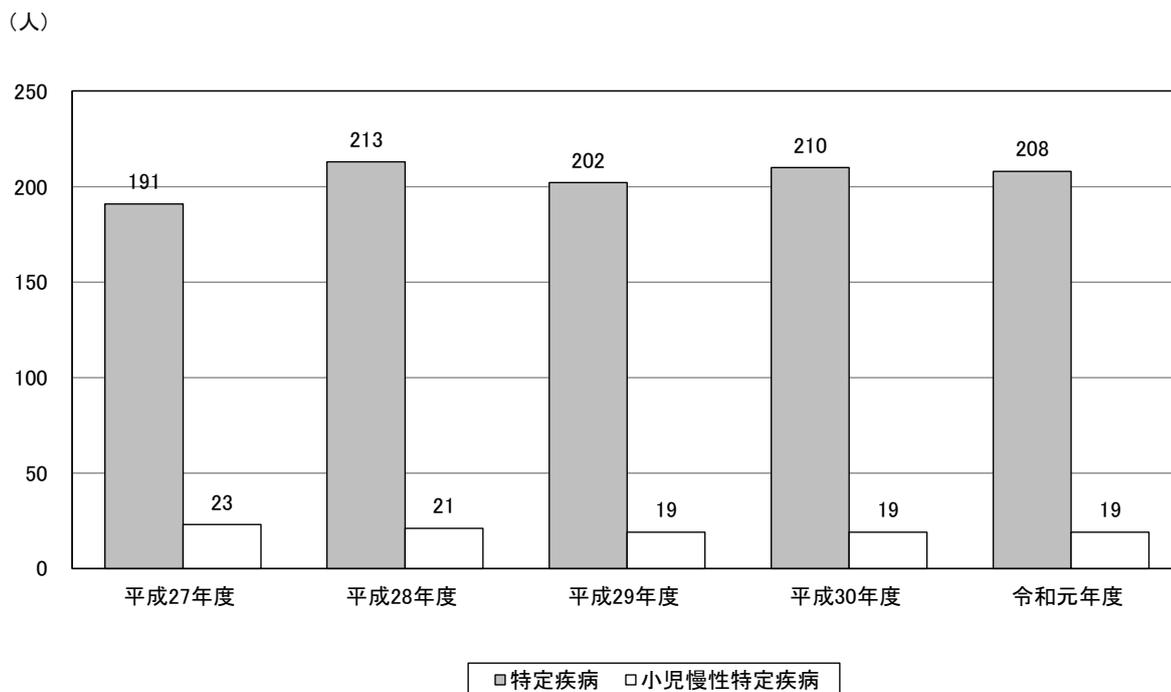


		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年
自立支援医療(精神通院医療)	人	206	279	302	325	338
受給者数						

### ⑤難病患者の状況

難病患者数の状況を見ると、増減を繰り返し、令和元年度では 208 人となっています。

また、小児慢性特定疾病患者数は、平成 27 年度から減少傾向となり、令和元年度では、19 人となっています。



## 第4節 アンケート結果概要

### (1)目的

町では、現在、令和3年度を初年度とする障がい者福祉計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定に向けた取り組みを進めていくため、町民の福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためにアンケート調査を実施しました。

### (2)調査期間

令和2年9月11日(金)～ 令和2年9月25日(金)

### (3)調査対象者

町民アンケート	町内在住の障害者手帳を所持していない方
障がい者アンケート	障害者手帳を所持している方

### (4)配布数および回収数

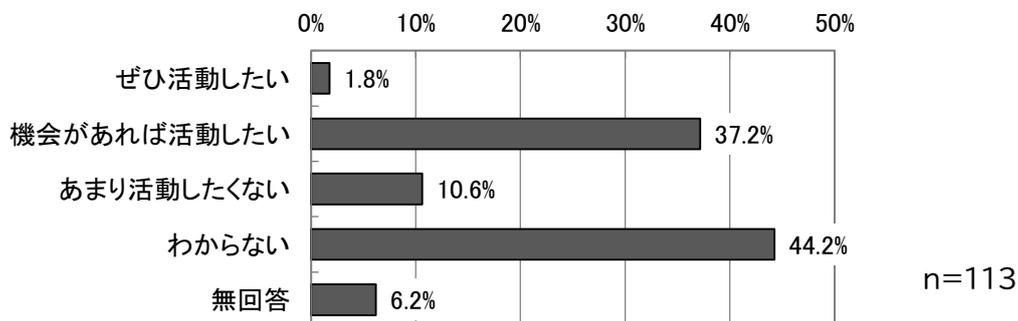
	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
一般町民	300件	113件	113件	37.7%
障がい者	700件	395件	394件	56.3%

### (5)町民アンケート調査結果概要

#### 今後、障がいのある人に対するボランティア活動をしたと思いますか。

今後、障がいのある人に対するボランティア活動をしたと思うかでは、「ぜひ参加したい」「機会があれば活動したい」を合わせた『参加したい』が39.0%となっています。

また、「あまり活動したくない」が10.6%、「わからない」が44.2%となっています。



どのような活動をしてみたいですか。

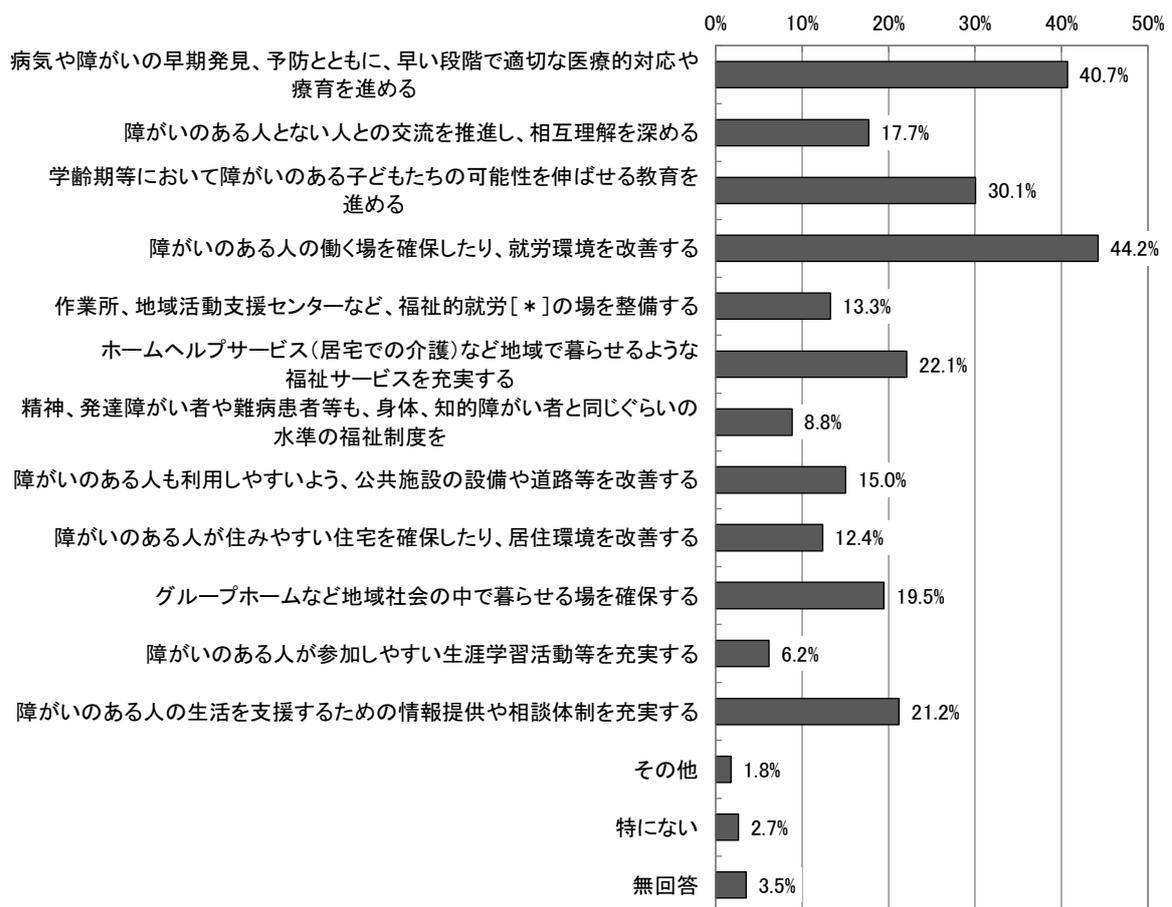
どのような活動をしてみたいかでは、「福祉施設等への訪問、手伝い」、「災害時の避難や救助」、「イベントの手伝い」がともに 44 件中 18 件となっています。

項目	度数	構成比
話し相手や安否の確認	15	34.1%
福祉施設等への訪問、手伝い	18	40.9%
日常生活や外出の手伝い	12	27.3%
手話・点訳など技術を活かした活動	4	9.1%
手紙の代読や広報紙の朗読	5	11.4%
スポーツ・レクリエーションの指導・介助	5	11.4%
災害時の避難や救助	18	40.9%
物品等の寄付や募金活動	6	13.6%
イベントの手伝い	18	40.9%
その他	1	2.3%
わからない	1	2.3%
無回答	1	2.3%
回答者数	44	
非該当	69	
合計	113	

※回答者数が少ない為、表のみ掲載（以下同様）

邑楽町としてこれから、障がいのある人のために、特にどのような施策に力を入れる必要があるとあなたは思われますか。

邑楽町としてこれから、障がいのある人のために必要な施策では、「障がいのある人の働く場を確保したり、就労環境を改善する」が44.2%と最も多く、次いで「病気や障がいの早期発見、予防とともに、早い段階で適切な医療的対応や療育を進める」が40.7%、「学齢期等において障がいのある子どもたちの可能性を伸ばせる教育を進める」が30.1%となっています。

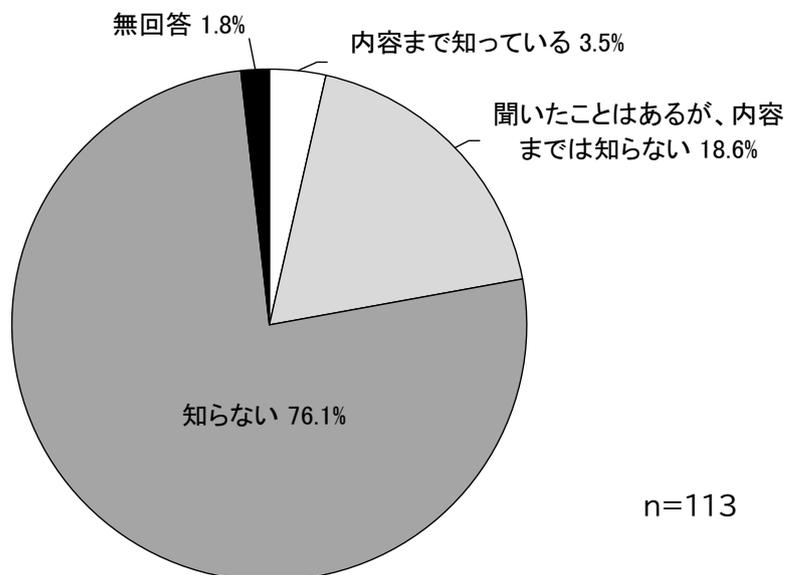


n=113

あなたは、平成 28 年4月1日に施行された「障害者差別解消法」で規定されている「合理的配慮」という言葉を知っていますか。

「合理的配慮」という言葉を知っているかでは、「内容まで知っている」、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」を合わせた『知っている』が 22.1%となっています。

また、「知らない」が 76.1%となっています。

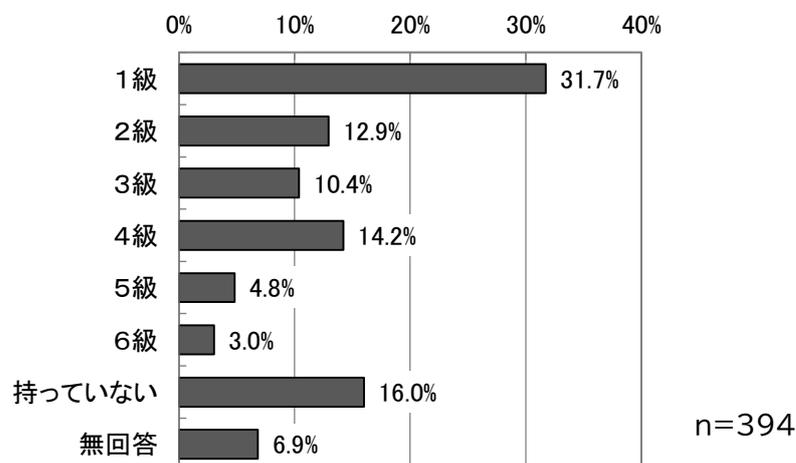


## (6)障がい者アンケート調査結果概要

### あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。

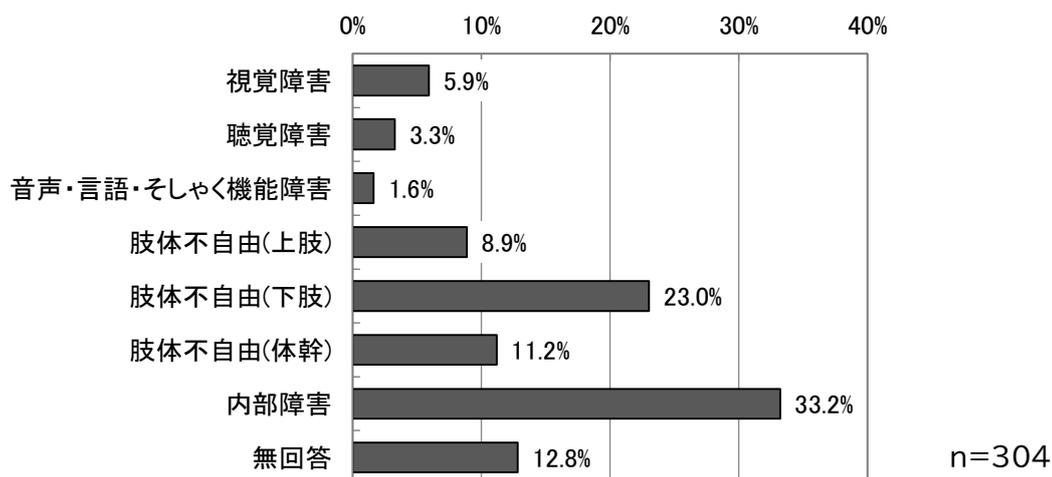
身体障害者手帳を持っているかでは、「1級」が31.7%と最も多く、次いで「4級」が14.2%となっています。

また、「持っていない」が16.0%となっています。



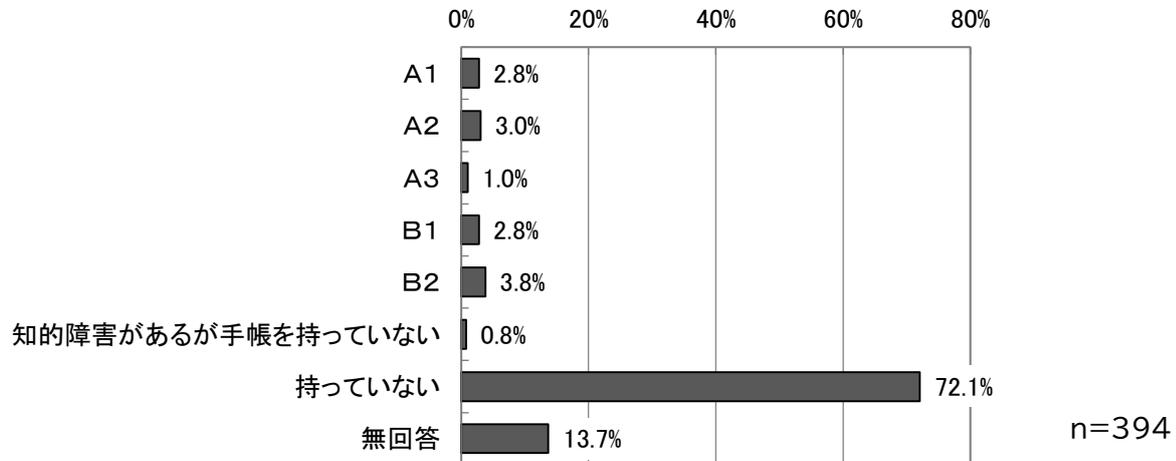
### 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障害をお答えください。

主たる障害では、「内部障害(「視覚障害」～「肢体不自由(体幹)」以外)」が33.2%と最も多く、次いで「肢体不自由(下肢)」が23.0%、「肢体不自由(体幹)」が11.2%となっています。



**あなたは療育手帳をお持ちですか。**

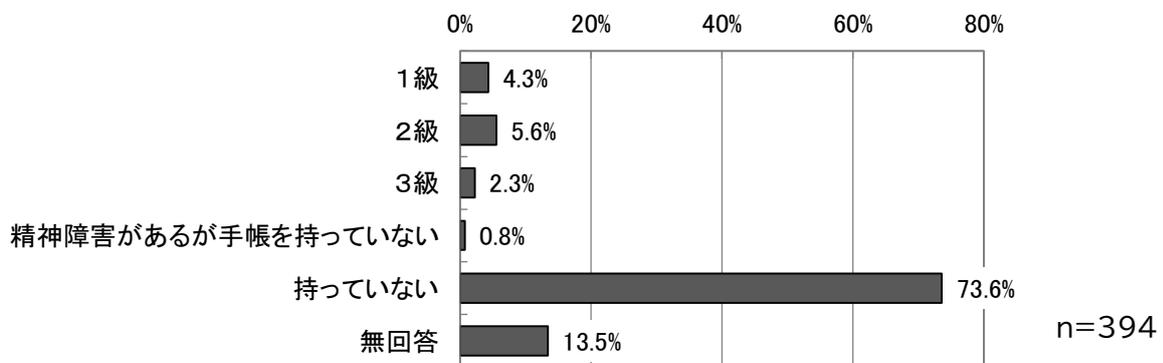
療育手帳を持っているかでは、「B2」が 3.8%と多く、次いで「A2」が 3.0%となっています。  
また、「持っていない」が 72.1%となっています。



**あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。**

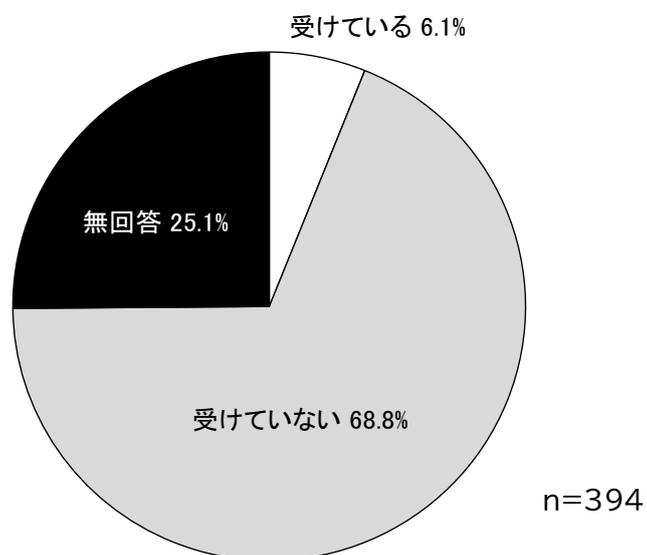
精神障害者保健福祉手帳を持っているかでは、「2級」が 5.6%と多く、次いで「1級」が 4.3%となっています。

また、「持っていない」73.6%となっています。



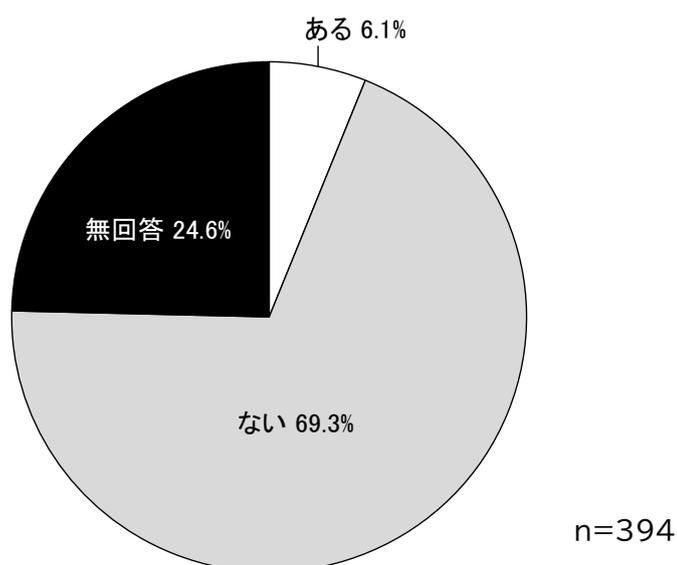
**あなたは難病(指定難病)の認定を受けていますか。**

難病(指定難病)の認定を受けているかでは、「受けている」が 6.1%、「受けていない」が 68.8%となっています。



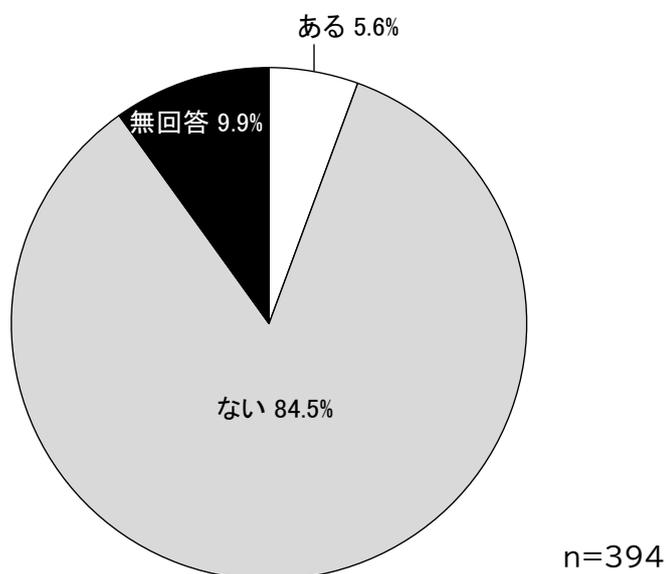
**あなたは発達障害として診断されたことがありますか。**

発達障害として診断されたことがあるかでは、「ある」が 6.1%、「ない」が 69.3%となっています。



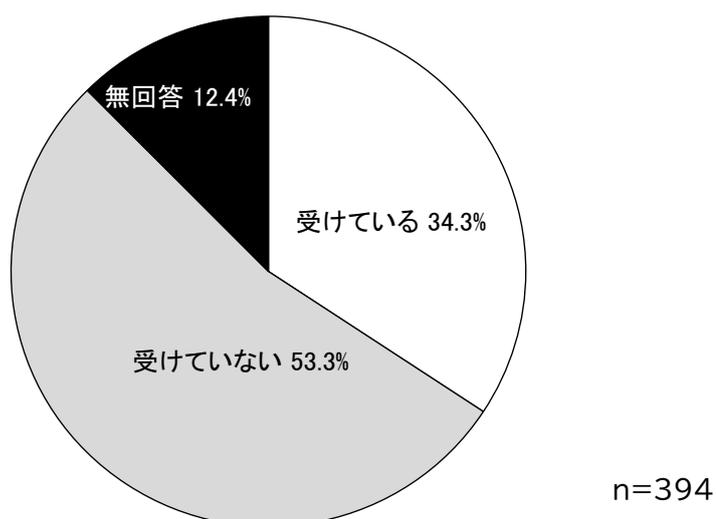
**あなたは高次脳機能障害として診断されたことがありますか。**

高次脳機能障害として診断されたことがあるかでは、「ある」が 5.6%、「ない」が 84.5%となっています。



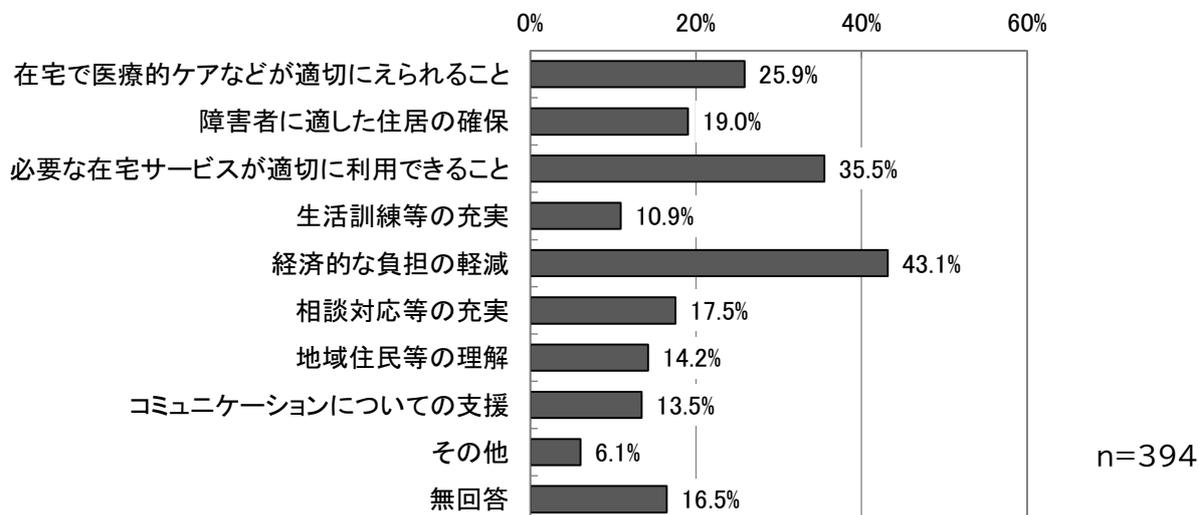
**あなたは現在医療的ケアを受けていますか。**

現在医療的ケアを受けているかでは、「受けている」が 34.3%、「受けていない」が 53.3%となっています。



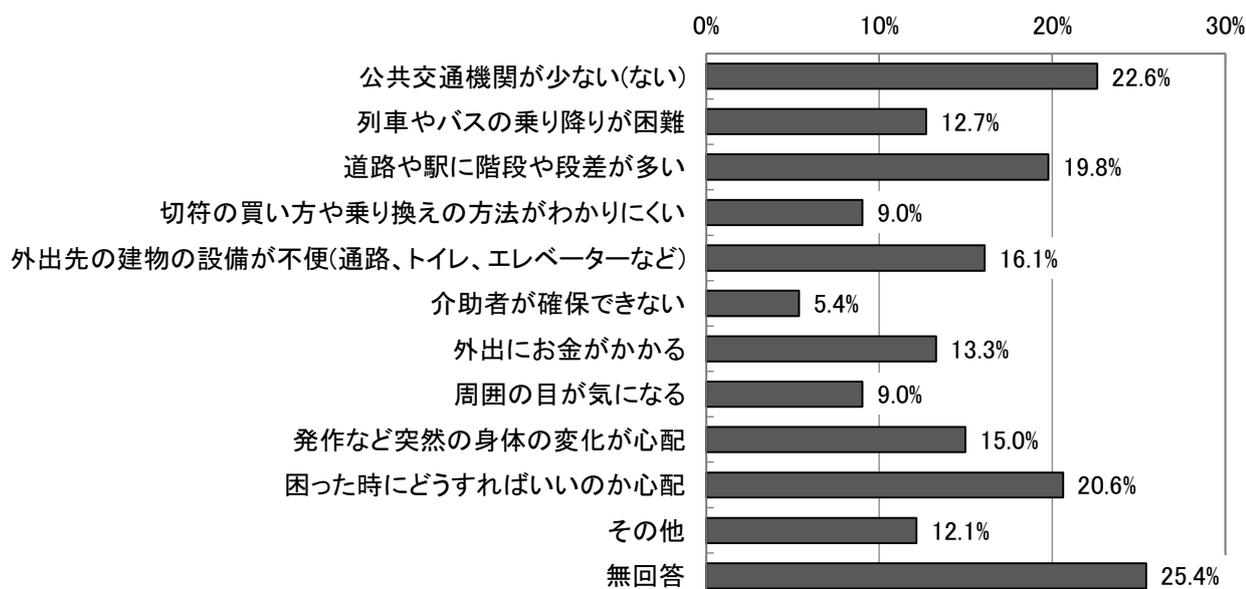
**希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。**

希望する暮らしを送るためには、必要な支援では、「経済的な負担の軽減」が43.1%と最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が35.5%、「在宅で医療的ケアなどが適切にえられること」が25.9%となっています。



**外出する時に困ることは何ですか。**

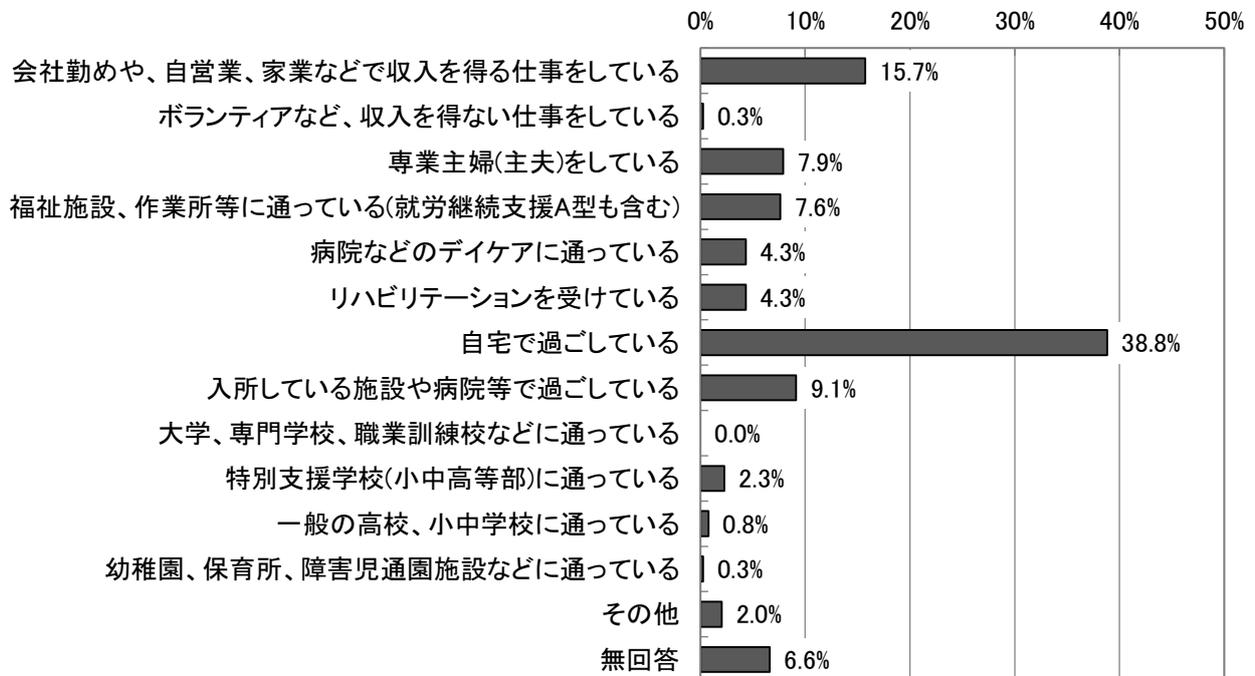
外出する時に困ることでは、「公共交通機関が少ない(ない)」が22.6%と最も多く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」が20.6%、「道路や駅に階段や段差が多い」が19.8%となっています。



n=394

**あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。**

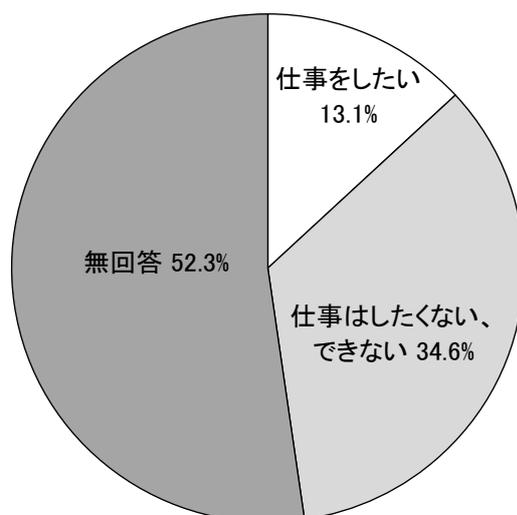
平日の日中の過ごし方では、「自宅で過ごしている」が38.8%と最も多く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」が15.7%、「入所している施設や病院等で過ごしている」が9.1%となっています。



n=394

**あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。**

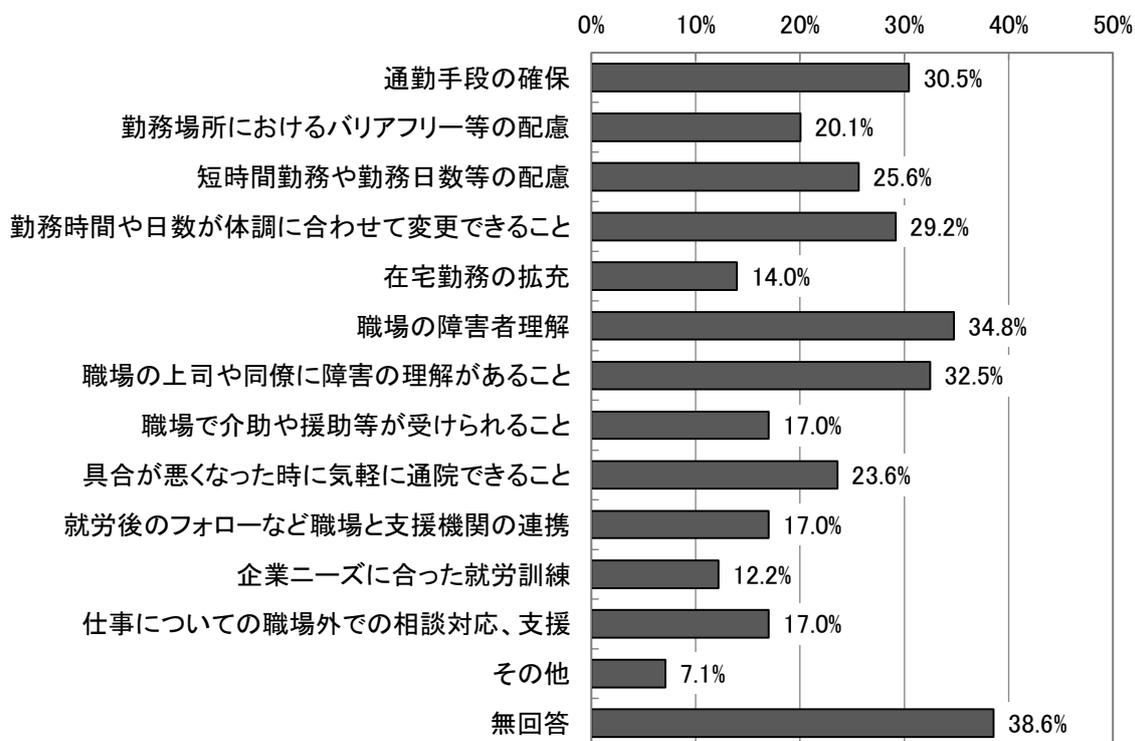
今後、収入を得る仕事をしたいと思うかでは、「仕事をしたい」が13.1%、「仕事はしたくない、できない」が34.5%となっています。



n=306

あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思えますか。

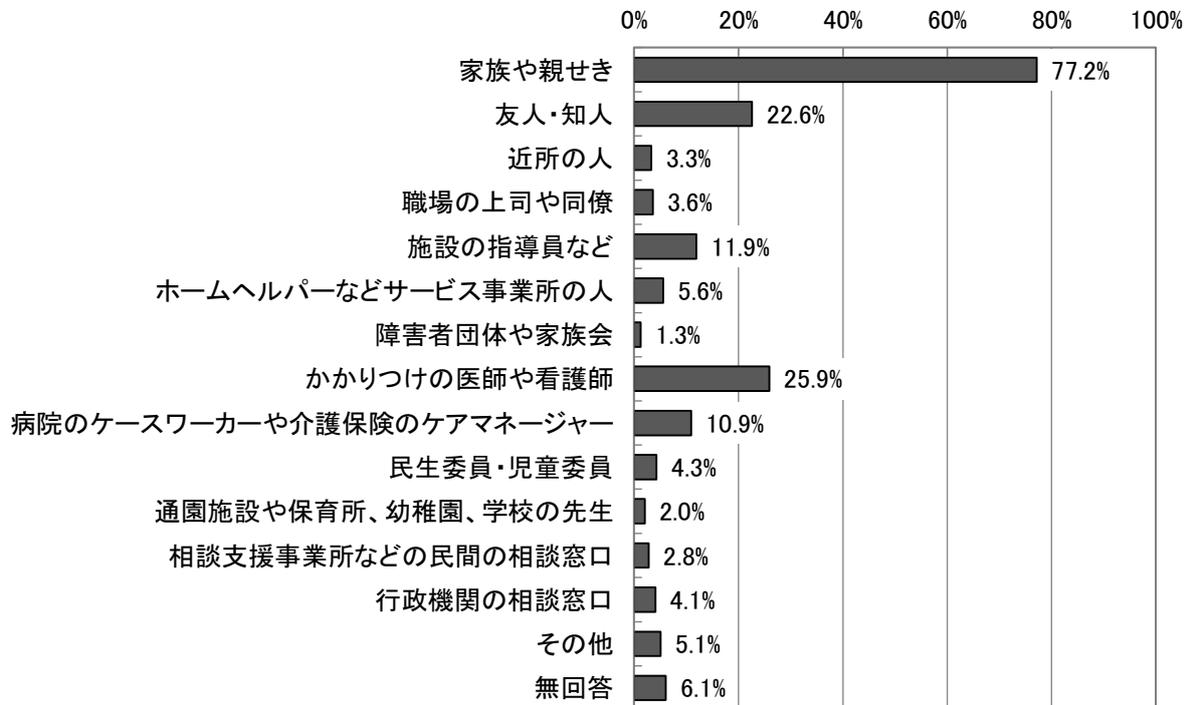
障がい者の就労支援として、必要なことでは、「職場の障がい者理解」が34.8%と最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が32.5%、「通勤手段の確保」が30.5%となっています。



n=394

**あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたかに相談しますか。**

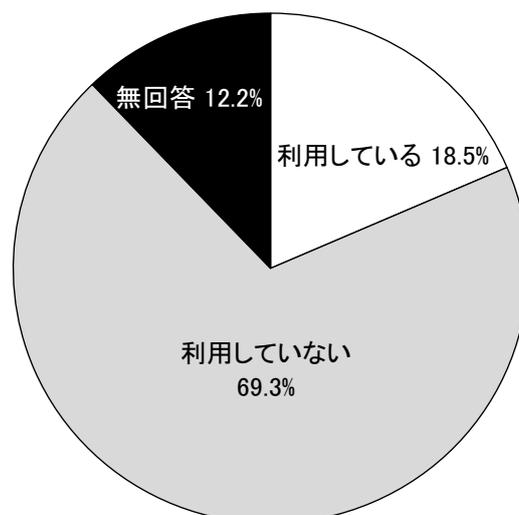
普段、悩みや困ったことの相談先では、「家族や親せき」が77.2%と最も多く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が25.9%、「友人・知人」が22.6%となっています。



n=394

**あなたは障害福祉サービスを利用していますか。**

障害福祉サービスを利用しているかでは、「利用している」が18.5%、「利用していない」が69.3%となっています。



n=394

次のサービスを利用していますか。

■現在の利用しているサービス

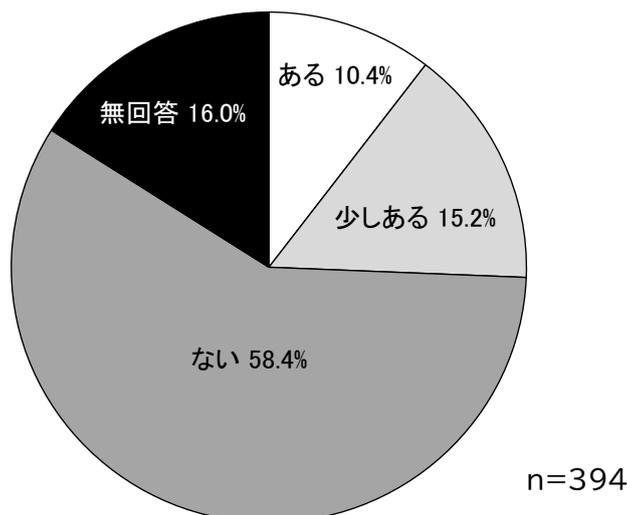
現在の利用しているサービスでは、「⑩計画相談支援」が最も多く、次いで「⑫自立訓練(機能訓練、生活訓練)」、「⑨生活介護」、「⑭就労継続支援(A型、B型)」となっています。

(件)

項目(度数)	利用している	利用していない	無回答	回答者数	非該当	合計
①居宅介護(ホームヘルプ)	10	34	29	73	321	394
②重度訪問介護	0	38	35	73	321	394
③同行援護	0	38	35	73	321	394
④行動援護	4	35	34	73	321	394
⑤重度障害者等包括支援	1	35	37	73	321	394
⑥施設入所支援	10	32	31	73	321	394
⑦短期入所(ショートステイ)	5	35	33	73	321	394
⑧療養介護	3	36	34	73	321	394
⑨生活介護	11	27	35	73	321	394
⑩自立生活援助	5	33	35	73	321	394
⑪共同生活援助(グループホーム)	2	33	38	73	321	394
⑫自立訓練(機能訓練、生活訓練)	13	26	34	73	321	394
⑬就労移行支援	3	33	37	73	321	394
⑭就労継続支援(A型、B型)	10	30	33	73	321	394
⑮就労定着支援	2	34	37	73	321	394
⑯計画相談支援	28	14	31	73	321	394
⑰地域移行支援	4	34	35	73	321	394
⑱地域定着支援	6	32	35	73	321	394

あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。

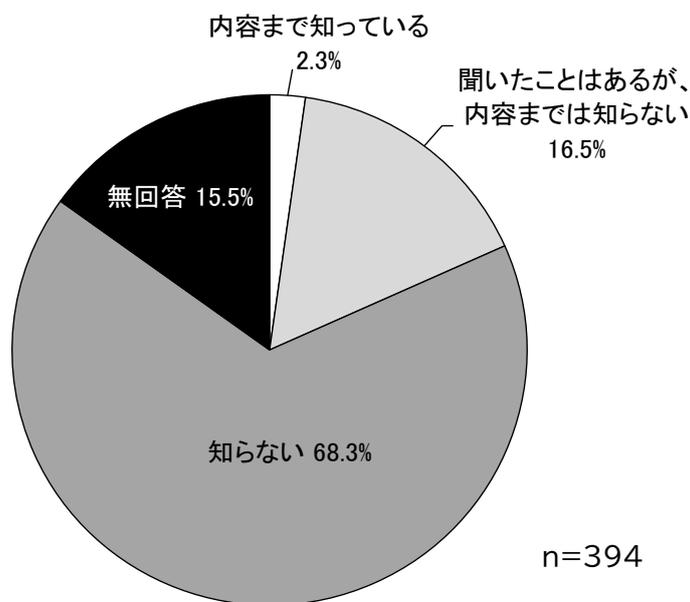
障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるかでは、「ある」が 10.4%、「少しある」が 15.2%、「ない」が 58.4%となっています。



あなたは、平成 28 年(2016 年)4月1日に施行された「障害者差別解消法」で規定されている「合理的配慮」という言葉をご存じですか。

「合理的配慮<sup>※1</sup>」という言葉を知っているかでは、「知っている」「名前だけ聞いたことがある」を合わせた『知っている』が 18.8%となっています。

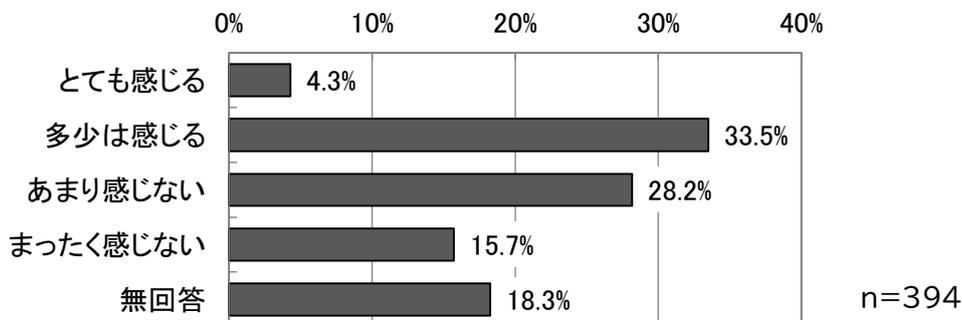
また、「知らない」が 68.3%となっています。



あなたは、地域の方に対して障がい者への理解が深まっていると感じますか。

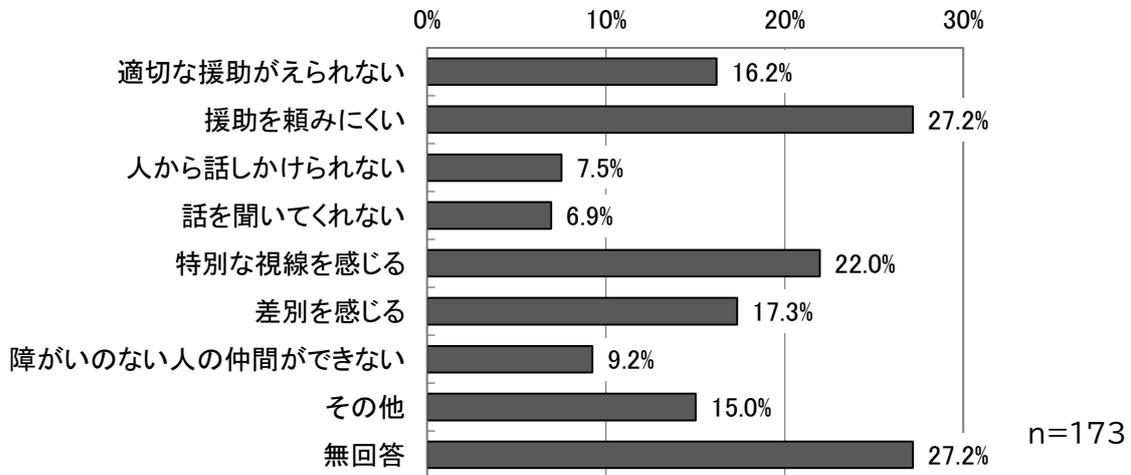
地域の方に対して障がい者への理解が深まっていると感じているかでは、「とても感じる」「多少は感じる」を合わせた『感じる』が 37.8%となっています。

また、「あまり感じない」「まったく感じない」を合わせた『感じない』が 43.9%となっています。



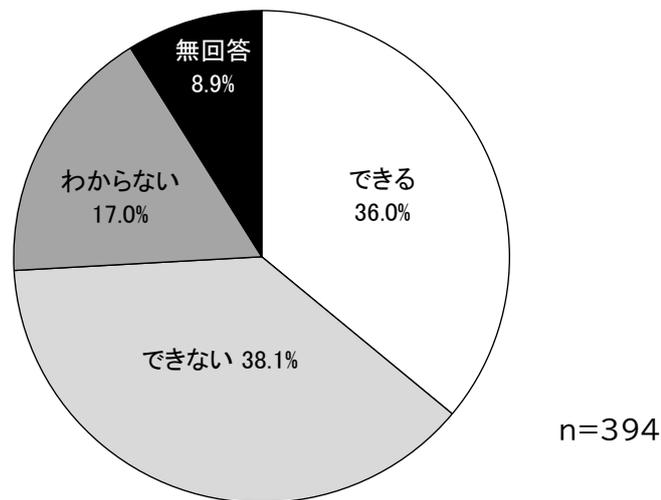
**理解が深まっていないと感じる理由は何ですか。**

理解が深まっていないと感じる理由では、「援助を頼みにくい」が 27.2%と最も多く、次いで「特別な視線を感じる」が 22.0%、「適切な援助がえられない」が 16.2%となっています。



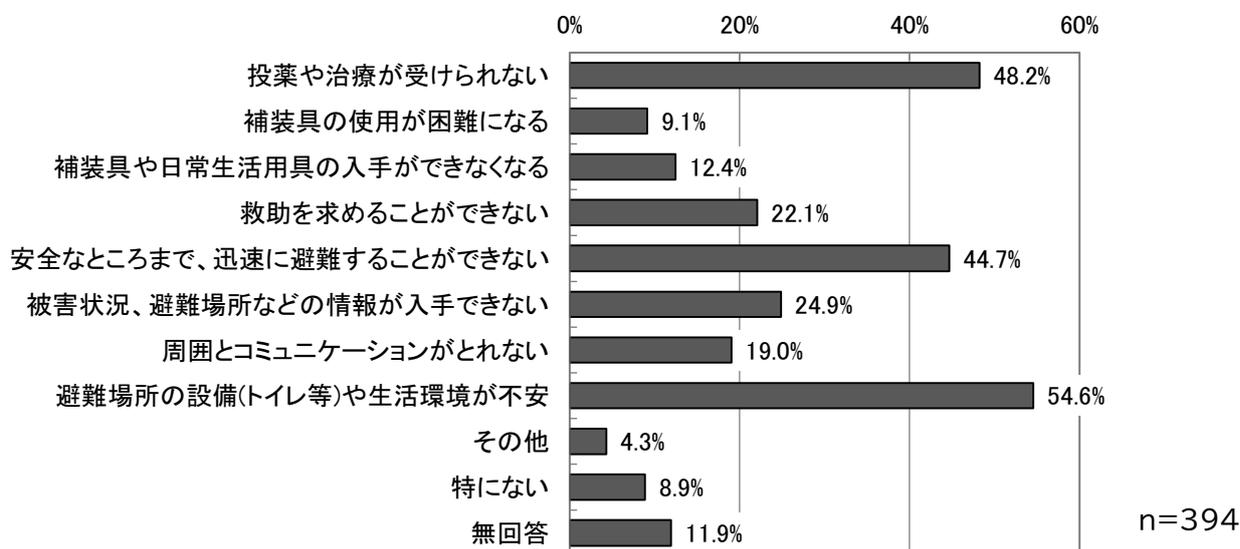
**あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。**

火事や地震等の災害時に一人で避難できるかでは、「できる」が 36.0%、「できない」が 38.1%、「わからない」が 17.0%となっています。



### 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。

火事や地震等の災害時に困ることでは、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が54.6%と最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」が48.2%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が44.7%となっています。



## 第3章 計画の理念および目標

### 第1節 基本理念

近年、障がいおよび障がいのある人についての理解が広く浸透されつつあり、障がいのある人の福祉施策もハード・ソフトの両面から、逐年、充実整備されてきています。

町におきましても、平成29年に「邑楽町障がい者福祉計画」を策定し、ノーマライゼーションの考え方の普及啓発や保健・医療と福祉などが密接に連携し、障がいのある人のリハビリテーション体制の整備、そして福祉のまちづくりによる生活環境の整備などを推進しながら、障がいのある人の自立と社会参加の促進や合理的配慮に努めています。

障がいとなる要因は様々で、住民の誰もが直面しうるものであり、決して特定の人の問題ではありません。

また、高齢になり、何らかの障がいを有して生活を営む人が社会全体の中で大きな割合を占めるようになっていきます。

特に、少子高齢化社会の進行に伴う社会環境の変化や障がいの重度化・重複化などが進んでおり、障がいのある人を取り巻く状況や多様化するニーズに的確に対応し、障がいのある人々が、同じ社会の構成員として地域の中で自立した生活を送る「共生社会」を目指すことが重要となっています。

そこで、今後の本町における障がい者福祉行政の在り方の充実、および障がいのある人が更に暮らしやすいまちづくりを推進し、邑楽町第6次総合計画の将来像で定める「やさしさと活気の調和した夢あふれるまち“おうら”」を実現することができるよう、基本理念を前計画から踏襲し、「ともに支え合うまちづくり」とし、「誰もが地域の一員として自分らしく暮らせるまち」を目指し、各施策を推進していきます。

基本理念

ともに支え合うまちづくり

目指す姿

誰もが地域の一員として自分らしく暮らせるまち

## 第2節 基本目標

### 基本目標1 差別の解消および相互理解の推進

ノーマライゼーションの理念は徐々に社会に定着してきていますが、心ない視線や言動などにより、人間としての尊厳を傷つけられている障がいのある方も多く、偏見や差別といった「心の壁」の除去はとても大切であり、障がいのある方に対する「心の壁」を除去するための啓発・広報活動は、障がい者施策の重要な柱であり、障がいのある方や特別支援教育への理解、障がい者雇用の促進を図るため、様々な広報媒体や各種行事を活用した積極的な広報活動を行います。

### 基本目標2 地域生活を支えるサービスや相談支援の充実

それぞれのライフステージに応じた「保健・医療および福祉が一体となった体制」を整備する必要があります。また、障害のある方が地域で自立し、生きがいのある生活を送るために、適切な福祉サービスを展開し、住民レベルでの日常的な交流が行えるよう、積極的な支援を図っていきます。

### 基本目標3 安心して暮らせる保健・医療の充実

障がいの原因となるような疾病等の発生を防ぐため、そして障がいの進行を抑制するため、「早期発見体制」の充実が求められています。また、保健施策として、障害を軽減し、自立を促進するための「健康づくりの支援」はもちろんのこと、適切な医療を受けられる体制を整備していきます。

### 基本目標4 創造性と個性を大切にした療育・教育の充実

障害の早期発見・早期療育により、障害の軽減や、機能回復を図ることが重要となっています。そのために、まず、いつでも気軽に相談できるような療育相談が必要とされています。また、教育の現場では、障害の特性に応じた教育の場や機会を提供し、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことが大切です。保健・医療・福祉・教育等の分野でより一層の連携を図り、適切な教育を進めていきます。

#### 基本目標5 いきいきと暮らせる社会参加や生きがいづくりの推進

生活の中での「ゆとり」や「生きがい」が求められており、特にスポーツ・文化活動等社会参加の促進は、障がいのある方にとって生活を豊かにするとともに、地域社会との交流や理解を深める良い機会となります。

スポーツ・レクリエーション、文化活動は、生きがいのある充実した生活を送るうえで重要であり、障がいのある方の社会参加の促進や地域の人々との交流の場づくりに努めていきます。

#### 基本目標6 人にやさしい安心で快適な生活環境の整備

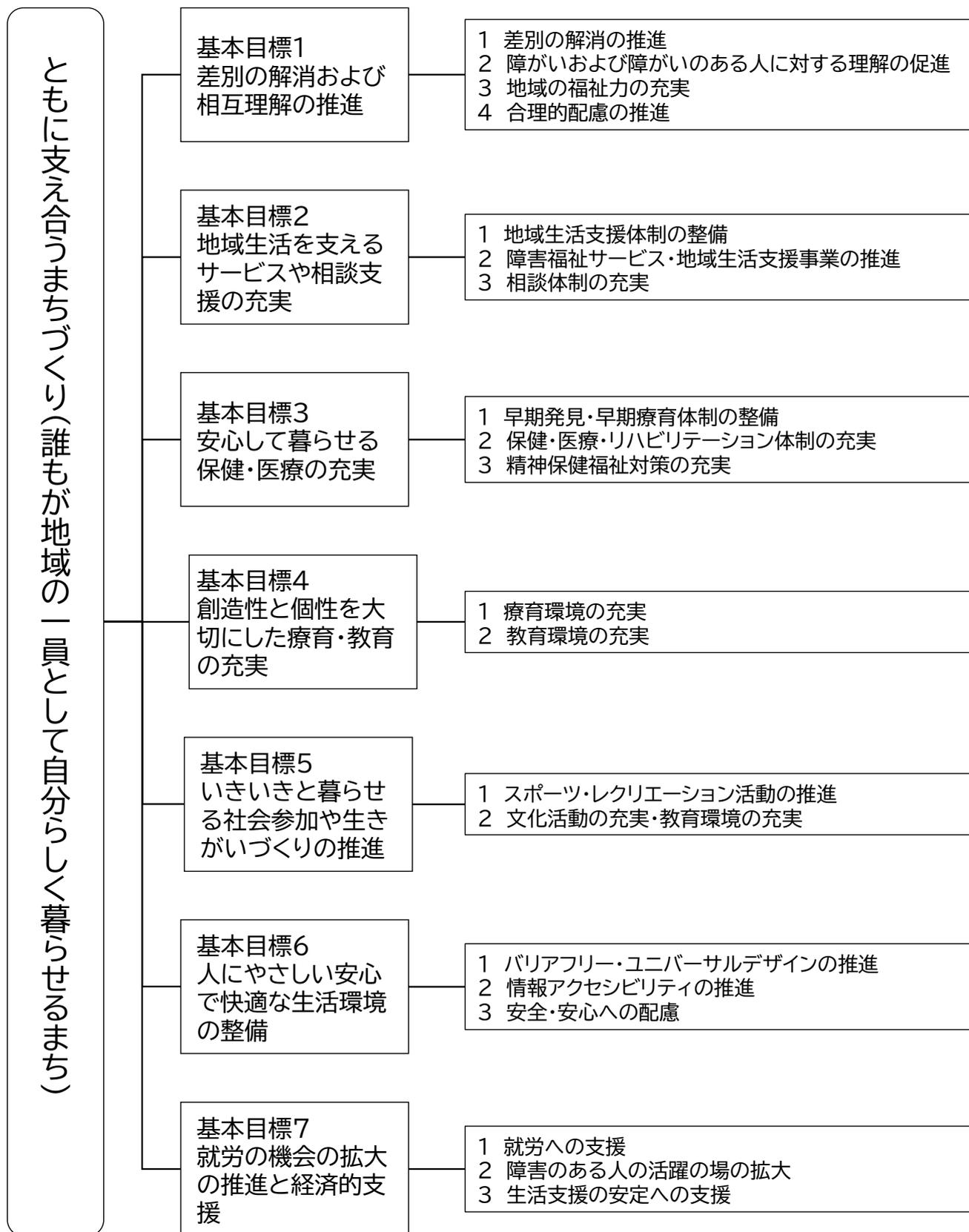
暮らしやすく活動しやすいまちづくりのためには、障がいのある方や高齢者のみならず、すべての人に配慮したやさしいまちづくりを推進することが大切です。個人住宅や公共的施設等におけるバリアフリー化の推進、並びに周囲の理解などソフト面でもバリアをなくしていくことが非常に大切です。さらに、ユニバーサルデザインの推進、また、交通手段の充実は、引き続き、重要な施策です。

#### 基本目標7 就労の機会の拡大の推進と経済的支援

障がいの特性に応じた就労の場や就労に触れ喜びを感じられる機会を提供し、関係機関とより一層の連携を図ります。また、一般雇用はもちろん、福祉的就労も含め障がいのある方一人ひとりの働く意欲を尊重し、必要に応じ適切な育成を進め、働く場の確保を図ります。

また、就労する周囲の人への理解にも取り組めます。

### 第3節 施策の体系



## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 差別の解消および相互理解の推進

#### 施策1 差別の解消の推進

##### 【現状と課題】

ノーマライゼーションの理念は徐々に社会に定着してきていますが、偏見や差別といった「心の壁」の除去は、依然として大きな課題となっています。

令和2年9月に障害者手帳を持っている人に実施した「福祉に関するアンケート調査」(以下、障がい者アンケート結果という。)によると、「障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。」という設問では、「ある」と「少しある」という回答を合わせた、差別や嫌な思いをしたことが「ある」人は25.6%と4人に1人が回答しています。

障がいのある人に対する理解と協力を促進し、「心の壁」を除去する啓発・広報活動は、障がい者施策の重要な柱であり、町広報やホームページなどの広報媒体や各種行事を活用した積極的な活動を行っていく必要があります。

##### 【施策の方向性】

障がいのある人が虐待や差別などから守られ、自らの権利を行使しながら、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指すとともに、障がいの有無により分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて制定された「障害者差別解消法」(平成25年制定、平成28年施行)に基づき、障がいを理由とした差別の解消について広報などによる周知に取り組みます。

【町の取組み】

施策名	施策内容	担当課
(1)障害者差別解消法の浸透	社会全体で差別の解消や合理的配慮の提供の取組みが展開されるように、障害者差別解消法の周知に努めます。特に、福祉や教育、保健、医療等、障がいのある人と接点の多い事業所等への周知徹底に努めます。	健康福祉課
(2)成年後見制度等の利用促進	社会福祉協議会と連携し、意思表示や判断能力が不十分な知的障がいや精神障がいのある人等の権利を擁護するため、成年後見制度の周知および利用促進を図るとともに、市民後見人の育成に努めます。	健康福祉課 [社会福祉協議会]
(3)虐待の防止・早期発見	障害者虐待防止法の周知に努めるなど、虐待に関する町民への正しい理解の普及に努めます。	健康福祉課
	関係機関との連携とともに、地域による日常的な見守り支援などを組み合わせ、障がいのある人に対する虐待防止・早期発見に努めます。	健康福祉課
	障がい者虐待に関する相談や通報の受付などの対応の向上に努めるとともに、広域での連携を視野に、障害者虐待防止センターの設置に向けた検討を進めます。	健康福祉課

## 施策2 障がいおよび障がいのある人に対する理解の促進

### 【現状と課題】

障がいのある人と共に暮らす、共生社会(ノーマライゼーション)を目指して、障がいに対する正しい知識の普及を推進することで、住民の障がい者への理解を促進する必要があります。

障がい者アンケート結果では、「地域の方に対して障がい者への理解が深まっていると感じますか。」という設問では、「とても感じる」、「多少は感じる」を合わせた『感じる』と回答した人が37.8%、「あまり感じない」、「まったく感じない」を合わせた『感じない』と回答した人が43.9%となっています。

なお、「感じない」と回答した人の理由としては、「援助を頼みにくい」が27.2%と最も多く、次いで「特別な視線を感じる」が22.0%、「適切な援助がえられない」が16.2%となっています。

障がいのある人への深い理解を促すため、広報・啓発活動の充実を図り、ノーマライゼーションの根付いた地域社会づくりを目指していくことが必要です。

### 【施策の方向性】

身体障がいや知的障がいへの理解とともに、内部障がいや精神障がい、難病の方など、援助や配慮が必要なことが外見からは分からない障がいも含め、障がいについての正しい知識の普及・啓発を行います。そして、障がいの有無で区別されることなく社会生活を共にする、完全参加の促進に努めます。

【町の取組み】

施策名	施策内容	担当課
(1) 広報・啓発活動の推進	障がいや障がいのある人に対する関心が高まり、理解が深まるような特集を組むなど、広報紙やホームページ等の内容の充実を図ります。	企画課
(2) 交流事業の充実	「邑多福まつり」や障害者福祉月間中に行われる「福祉パレード」、福祉レクリエーション大会の開催など、各種行事を引き続き実施します。	健康福祉課 [社会福祉協議会]
	各種イベント、行事には、障がいの有無にかかわらず、多くの町民が参加するように、周知活動や参加支援体制の充実を図ります。	健康福祉課
(3) 児童・生徒を対象とした福祉教育の充実	中学生のボランティア活動の促進や総合的な学習の時間を利用した福祉教育など、児童・生徒の発達段階等に応じた福祉教育を実施します。	教委・学校教育課
(4) 生涯学習活動等を通じた福祉教育の充実	地域住民の交流拡充や支え合い活動につながるように、障がいのある人とボランティアとの参加による障がい者青年学級等の充実を図ります。	教委・生涯学習課
	各種講座やイベントに障がいのある人が参加しやすくなるように、受け入れ体制の充実に努めます。	教委・生涯学習課

### 施策3 地域の福祉力の充実

#### 【現状と課題】

少子・高齢化が進む中、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して、いきいきと暮らしていくために、地域住民やボランティア団体、行政が連携し、制度による公的サービスの提供(利用)だけでなく、ボランティア活動など住民参加による「支える人づくり」の振興を図り、みんなでささえあう地域づくりを進める必要があります。

令和2年9月に障害者手帳を持っていない町民を対象に実施した「福祉に関するアンケート調査」(以下、町民アンケート結果という。)の結果では、「今後、障がいのある人に対するボランティア活動をしたいと思うか。」という設問では、「ぜひ参加したい」、「機会があれば活動したい」を合わせた『参加したい』が39.0%となっており、「あまり活動したくない」が10.6%、「わからない」が44.2%となっています。なお、「参加したい」と回答した人は、「福祉施設等への訪問、手伝い」、「災害時の避難や救助」、「イベントの手伝い」という回答が多くなっています。

地域住民やボランティア団体、行政が連携し、制度による公的サービスを提供するとともに、ボランティア活動など住民参加による地域福祉活動の振興を図り、みんなで支えあう地域づくりを進める必要があります。

#### 【施策の方向性】

障がいのある人に関する福祉施策の推進にあたり、日常生活自立支援事業やボランティアセンターの運営などで重要な役割を果たしている社会福祉協議会と引き続き連携していきます。

また、障害者団体や家族会の活動、障害者福祉に関する様々な活動の振興を図り、地域の住民の理解と協力に基づく支援体制の充実に努めます。

#### 【町の取組み】

施策名	施策内容
(1)関係機関・団体との連携	社会福祉協議会や民生委員・児童委員など、地域福祉の推進に貢献する関係機関と会議等を通して意見交換を行うなど、今後も連携した取組みを推進します。
(2)支え合いや助け合いの促進	障がいのある人が困っているときに声をかけるなど、日常生活の中での支え合いや助け合いの促進を図ります。
(3)ボランティア活動等への参加促進および活動支援	社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動への参加促進および活動支援に努めます。NPO団体についても、活動支援を行います。 障がいのある人へのボランティア活動が充実するように、個別のプログラムの開発等を検討します。

## 施策4 合理的配慮の推進

### 【現状と課題】

「障害者差別解消法」が平成 28 年 4 月から施行され、国や地方自治体等には障害者に対する合理的配慮が義務化されました。障がい者が日常生活や社会生活を送るための妨げとなる、様々な社会的障壁の除去のための合理的配慮はとても重要な取り組みです。

町民アンケート結果及び障がい者アンケート結果における「合理的配慮」の認知度は、「内容まで知っている」、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」を合わせた「知っている」と回答した人は、町民アンケートで 22.1%、障がい者アンケートで 18.8%となっています。

今後も、事業者などに周知すると共に、障がい者の権利利益侵害の禁止や社会的障壁の除去の実施に関する合理的配慮を推進していく必要があります。

### 【施策の方向性】

共生社会を実現するため、日常生活や社会生活における障がい者等の活動の制限や、社会参加を制約している社会的障壁を取り除くよう、合理的配慮の推進に努めます。

### 【町の取組み】

施策名	施策内容
(1)サービス提供体制の向上	町職員および委託事業者の職員等に対して、障害者差別解消法の周知徹底を図るとともに、障がいのある人の人権や障がい特性に応じた対応の仕方などに関する研修等の実施に努めます。
	サービス等の利用など各種手続きにあたって、関連する担当課が連携して情報を共有し、利用者の負担軽減を図ったり、コミュニケーションがとりやすい環境改善を図ったりするなど、行政サービスの向上に努めます。
(2)障がいのある人の意見を反映する仕組みづくり	障がいのある人への合理的な配慮がまちづくりにおいて反映されるよう、アンケート調査や各種審議会等への参加促進に努めます。
(3)選挙における配慮	障がいのある人が自らの意思に基づき投票できるように、候補者情報の提供や投票所における環境整備に努めます。

## 基本目標2 地域生活を支えるサービスや相談支援の充実

### 施策1 地域生活支援体制の整備

障がいのある人が、地域においてその人らしく生活を送るためには、一人ひとりのニーズに対応した、多様なサービスが用意される必要があります。また、それらのサービスが必要な人に提供されるように適切な調整が行われる必要があります。

町民アンケート結果では、邑楽町としてこれから、障がいのある人のために必要な施策として、「ホームヘルプサービス(居宅での介護など地域で暮らせるような福祉サービス)を充実させる」という回答が2割以上あり、障害者手帳を持っていない町民の方も地域での支援が必要と回答しています。

今後も、本町の特性や利用者の状況を考慮して、創作的活動や生産活動などの機会の提供、社会との交流の促進等を図る事業を実施していくことが必要です。

### 【施策の方向性】

事業者との連携強化や館林市および邑楽郡5町との広域連携による研究、検討を重ね、障害福祉サービスの提供基盤の充実を図るとともに、地域生活支援体制の充実や、本町の地域特性および利用者の状況を考慮して、創作的活動や生産活動などの機会の提供、社会との交流の促進等を図る事業の推進に努めます。

### 【町の取組み】

施策名	施策内容
(1)地域生活支援体制の整備	各種サービスのニーズを把握しながら、事業者等との連携強化や日中活動の場の充実など、サービス提供体制の充実に努めます。
	安心して福祉サービスを利用できるよう、社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業を周知します。
	館林市および邑楽郡5町の広域連携により、地域生活支援拠点の整備や相談支援など、効果的、効率的なサービス提供体制の整備に努めます。
(2)高齢で障がいのある人への支援体制の整備	高齢で障がいのある人が介護保険サービスを円滑に利用できるよう、担当係との連携を強化し、障がいの特性やこれまでの生活を考慮したサービスの提供に努めます。
(3)重度障がいや医療的ケアへの支援環境の整備	重度の障がいや医療的ケアが必要な障がいのある人の支援にあたっては、関係機関と連携を図り、情報の把握に努めながら、県および他市町村の取組み等を参考にして支援体制の整備に努めます。

## 施策2 障害福祉サービス・地域生活支援事業の推進

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、介護にあたる家族などの負担を軽減するとともに、障がいのある一人ひとりの多様なニーズに応えられる福祉サービスの質、量の充実を図る必要があります。

障がい者アンケート結果では、障害福祉サービスを利用している人は18.5%と利用率は2割以下となっています。

また、利用しているサービスとしては、「計画相談支援」が最も多く、「自立訓練(機能訓練、生活訓練)」が続いています。

今後も、障がいのある人が地域で生活するための住居の確保やいつも安心して相談できる場の提供と、必要な時に適切な質や量の福祉サービスが受けられるよう対応していきます。

### 【施策の方向性】

障害福祉サービスおよび地域生活支援事業等については、邑楽町障害福祉計画・邑楽町障害児福祉計画に基づき、これらの障害福祉サービスの円滑な実施と必要なサービスの見込量の確保供給を図ります。

### 【町の取組み】

施策名	施策内容
(1)訪問系サービスの整備	「居宅介護」をはじめ、「重度訪問介護」「行動援護」「同行援護」「重度障害者等包括支援」について、サービス提供事業者の確保に努めるとともに、利用対象者の把握と情報提供を図ります。
(2)日中活動系サービスの整備	「生活介護」「自立訓練(機能訓練・生活訓練)」「就労移行支援」「就労継続支援」について、町内および太田・館林障害保健福祉圏域内の事業所と連携しながら、各サービスの充実に努めるとともに、利用対象者の把握と情報提供を図ります。
(3)居住系サービスの整備	「共同生活援助(グループホーム)」「施設入所支援」について、町内および近隣市町内の事業所と連携しながら、各サービスの充実に努めるとともに、利用対象者の把握と情報提供を図ります。

施策名	施策内容
(4)その他の障害福祉サービス	「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」「自立生活援助」について、各相談支援事業所との連携・調整に努めるとともに、対象者の把握を行い、適切な相談支援の実施に努めます。
	「補装具費の支給」については、制度のさらなる周知徹底を図るとともに、対象者が適切に制度を利用できるよう必要な情報提供を行います。
	「自立支援医療」については、より多くの方が制度を利用できるよう周知徹底を図るとともに、適切な医療を提供できるよう医療機関との連携に努めます。
(5)地域生活支援事業	「障害者相談支援事業」「成年後見制度利用支援事業」「コミュニケーション支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター」などの必須事業について、各サービスの周知・充実を図ります。
	「日中一時支援事業」「身体障害者自動車改造費補助事業」などの任意事業について、各サービスの周知・充実を図ります。
(6)移動支援の充実	一人ひとりの障がいの状況に応じた外出支援が行えるよう、ガイドヘルパーの養成講座の参加促進等を行い、資質向上に努めます。
	移動にかかる経済的負担の軽減につながるよう、タクシー券の交付やバス・鉄道等の運賃割引制度、有料道路の割引等の周知に努めます。
	介護保険制度における介護予防・日常生活支援総合事業を展開する中で、外出・移動支援について、社会福祉協議会と協力しながら調査研究を行います。また、町内全体を結ぶ循環バスネットワークについて検討します。

### 施策3 相談体制の充実

障がいのある人の自己決定を尊重し、地域で生活する障がいのある人を支援するうえで相談業務が果たす役割は重要です。ライフステージに応じた身近な相談支援体制の構築を図るとともに、ニーズの把握は、福祉資源・サービスの活用や福祉施策へ反映させるためには欠くことができません。日々の相談業務などから障がいのある人のニーズを的確に把握し、様々な障がい種別に対応した総合的な相談支援体制の充実を図る必要があります。

障がい者アンケート結果では、「悩みや困ったことの相談先」としては、「家族や親せき」が77.2%と最も多く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が25.9%、「友人・知人」が22.6%となっており、行政機関の相談窓口や相談支援事業所等の回答は5%以下となっています。

今後も、障害者や障がいのある人に対する相談機会を充実させるとともに、継続的な支援を行う必要があります。

また、障がいのある人が地域で安心して生活するためには、本人や家族の意志を尊重し、必要な福祉サービスなどの支援につなげる役割を果たす、相談支援が重要です。

#### 【施策の方向性】

町の窓口においては、相談者とサービス提供事業者をつなぐコーディネーターとしての役割を果たせるようサービス提供事業所との連携を強化し、相談者の課題解決や不安の解消に努めます。

#### 【町の取組み】

施策名	施策内容
(1)総合的な相談支援の推進	障がいのある人が生涯にわたって切れ目なく相談支援を受けられるように、個人情報に留意しながら、各種相談機関や相談員等との連携強化を図ります。
	福祉サービスをはじめとする生活全般にわたる総合的な相談支援を行うとともに、権利擁護のために必要な援助やサービス等利用計画の作成が充実するよう、相談支援を担う人材の資質向上に努めます。
	障害者相談支援センターや障害者就業・生活支援センターなど、各相談機関の情報を広く周知し、より相談しやすい環境づくりに努めます。また、地域生活を支援する観点から、消費者相談窓口などの周知に努めます。
	館林市および邑楽郡5町では緊急時の受け入れ体制の整備に努めます。また、基幹相談支援センターの設置について、広域的な連携を視野に検討を進めます。

### 基本目標3 安心して暮らせる保健・医療の充実

#### 施策1 早期発見・早期療育体制の整備

各種健(検)診及び健(検)診後の指導を充実し、障がいの要因となる疾病の予防と早期発見に努めるとともに、妊娠中からの支援体制の強化、乳幼児健康診査、発育発達相談の充実にも努め、早期療育の体制整備を進めていく必要があります。

障がい者アンケート結果では、「医療的ケアを受けているか」という設問では、34.3%の人が「受けている」としています。

また、「希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思うか」という設問では「在宅で医療的ケアなどが適切にえられること」という回答が25.9%となっています。

今後も、健診等の受診者数の増加に向けた取り組みを行っていくとともに、早期に適切な保健医療サービスに結び付けられる体制の整備を図り、障がいのある人が安心して生活できるように努める必要があります。

#### 【施策の方向性】

障がいのある子どもの早期療育に向けて、障がいの早期発見や予防のために健康診査・保健指導・相談事業等の母子保健および学校保健施策などを実施し、特に乳幼児期・児童期等における発達障害の早期発見・早期療育に努めます。

また、疾病や要介護状態になることを防止するために、若いうちからの生活習慣病対策、介護予防・日常生活支援総合事業の充実にも努めるとともに、特定健診・特定保健指導を推進します。

【町の取組み】

施策名	施策内容
(1)健康教育や特定保健指導等の充実	生活習慣病等の予防のため、健康教室や特定保健指導を引き続き実施するとともに、より多くの町民が参加するように、事業の周知および内容の充実を図ります。
(2)母子保健相談指導、各種保健指導の充実	生活習慣病等の予防のため、健康教室や特定保健指導を引き続き実施するとともに、より多くの町民が参加するように、事業の周知および内容の充実を図ります。  障がいの発生予防および早期発見のため、妊産婦健診や乳幼児健診の周知・啓発に努めるとともに、健診内容の充実を図ります。受診が困難な乳幼児については、訪問などを通じ、発達や疾病の確認ができるよう努めます。  未熟児養育医療制度および福祉医療費支給により、医療費の負担軽減を図ります。
(3)各種健(検)診の充実	乳幼児健診事業や特定健診などの健診事業を引き続き実施し、より多くの町民が参加するように、事業の周知・啓発および受診しやすい体制づくりに取り組みます。また、治療が必要な場合は適切な医療につなげられるよう支援します。
(4)健康づくりへの意識啓発	広報紙や各種講座等を通して、健康づくりへの意識の高揚や啓発を促進します。
(5)障がいのある人への配慮	健康づくりに関する情報提供や、健康教室や各種健(検)診等の実施にあたっては、障がいのある人への配慮を行います。

## 施策2 保健・医療・リハビリテーション体制の充実

障がいのある人が安心して適切な保健・医療サービスを受けられるよう、保健・医療に関する情報提供を推進するとともに、体制の整備を図ることが必要です。

本町では、町内外の関係機関と連携しながら、太田・館林保健医療圏域の地域リハビリテーションセンターや県内外のリハビリテーション施設、病院でのリハビリテーション機関、また、介護保険施設等でもリハビリテーションのサービスを提供しています。

町民アンケート結果では、「町としてこれから、障がいのある人のために、特にどのような施策に力を入れる必要があるか」という設問では、「病気や障がいの早期発見、予防とともに、早い段階で適切な医療的対応や療育を進める」という回答が約40.7%となっています。

今後も、疾病の早期発見のための健診や各種がん検診、健康づくりを支援するための健康教育や健康相談を実施していくことが重要です。

### 【施策の方向性】

障がい者が安心して医療サービスを受けられるよう、保健・医療に関する情報提供に努めるとともに、重度心身障害者医療費助成や自立支援医療など、医療費負担軽減の周知を図り、保健・療育・医療体制の整備に努めます。

関係医療機関や訪問看護ステーションと連携し、障がいの程度やライフステージに応じたリハビリテーション医療の充実を図っていきます。

【町の取組み】

施策名	施策内容
(1)障がい者医療の充実	医師会や町内医療機関等と連携し、地域医療体制の強化を図ります。
	県や医師会などの関係機関と連携して、障がいのある人が安心して医療機関を利用できるよう環境づくりについて検討します。
	障がいの特性にあった適切な医療が受けられるよう、専門病棟やリハビリテーションなどの広域的な医療サービスの情報提供に努めます。
(2)医療費の負担軽減	重度心身障がい者(児)等の医療費助成や、自立支援医療により、医療費の負担軽減を図ります。
(3)地域リハビリテーションの充実	保健・福祉・医療の連携を図り、県の指導のもと、地域リハビリテーションの充実に努めます。
	太田・館林障害保健医療圏域の地域リハビリテーション広域支援センターの周知・普及を図ります。
	介護保険制度との連携を図り、加齢に伴う身体機能が低下した高齢者へのリハビリテーションの充実に努めます。
(4)難病患者の支援体制の推進	保健所等の専門機関との連携や指導を求めながら、難病患者の生活の質の向上と家族の介護負担の軽減を図る取組みを検討します。

### 施策3 精神保健福祉対策の充実

近年の社会環境の急激な変化に伴い、日々の生活や仕事の中で、不安や悩み、ストレスを抱える方や精神疾患の方などが増加しています。

今後も、住民がこころの健康の保持・増進ができるよう、また、早期からいつでも相談ができるように専門の相談員を配置するなど、相談体制の充実と関係機関の連携を図っていく必要があります。

障がい者アンケート結果によると、「地域の方に対して障がい者への理解が深まっていると感じるか」という設問の回答を障がい種別で見ると、精神障害者保健福祉手帳を持っている人は、6割近くの方が「あまり感じない」、「まったく感じない」と回答し、他手帳所持者に比べ多くなっています。

精神障がいのある人が積極的に社会に参加し、安定した地域生活を送るには、保健・医療・福祉・教育・労働などの各分野に渡る総合的な支援が必要です。

#### 【施策の方向性】

精神保健に関する正しい知識の啓発に努め、家族の支援も含めた包括的な支援が行えるよう、関係機関のさらなる連携を深め、各施策を進めていきます。

【町の取組み】

施策名	施策内容
(1)精神疾患に関する普及・啓発の推進	精神障がいのある人に対する正しい理解と社会参加を促進するため、広報紙や講演会などによる啓発を行います。
(2)相談支援の充実	相談支援事業所の相談支援専門員などによる相談支援や福祉サービスの情報提供体制の充実を図ります。 精神障がいのある人が地域で暮らしていくことができるように、医療機関や家族会等との連携に努めます。
(3)こころの健康づくりの促進	心の健康づくりに関する理解が深まるよう、講演会の開催や地区組織へ働きかけるなど、啓発活動を継続します。 精神科医によるこころの健康相談の周知を図るとともに、相談しやすい環境づくりに努めます。保健福祉事務所が実施するストレス・こころの相談についても周知に努めます。 心に不安をもつ児童・生徒が気軽に相談できるよう、相談窓口の充実を図ります。 自殺対策基本法に基づき、自殺予防の取組みを推進します。 自殺予防講演会の開催や相談体制の充実、ゲートキーパーの養成、関係課と連携した取組みにより、自殺予防対策を推進します。

## 基本目標4 創造性と個性を大切にした療育・教育の充実

### 施策1 療育環境の充実

成長発達期にある障がいのある子どもは、早期に発見し、適切な治療や指導訓練を受けることで、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。

また、乳幼児期における健康診査や早期療育の充実を図るとともに、障がいのある子どもやそれを支える保護者に対する乳幼児期からの相談等支援体制の充実に努める必要があります。

本町では、保育園や幼稚園において障がいのある子どもの受け入れや、巡回支援専門員を配置し、保育現場等の巡回を行うなど、障がいのある子どもの療育・保育の充実に努めています。

今後は、どの障害にも対応できるサービスの提供および障害のある子どもの個々の特性に応じた適切な療育・教育のために、支援に関わる関係者と連携し継続的な相談支援体制の整備が必要です。

### 【施策の方向性】

療育に関する相談は、多様化・複雑化している傾向にあることから、より適切に対応するため、関係機関の更なる連携体制の強化を図り、情報の共有に努めます。

また、障がいのある子どもの個々の特性に応じた適切な療育・教育のために、支援に関わる関係者と連携し継続的な相談支援体制により、健全な成長を支えます。

【町の取組み】

施策名	施策内容
(1)保育内容の充実	障がいのある子どもの心身の発達や、障がいに対する理解促進を目的に、保育園等での円滑な受け入れを推進します。
	保育士等職員の資質向上を促すとともに、人員の適正配置を進めます。
	保育園や幼稚園等に巡回支援専門員を巡回させ、職員や保護者等への適切な助言や指導を行います。
(2)療育内容の充実	教育・福祉・保健・医療をはじめとする関係機関と連携し、個人情報に配慮しながら支援情報の共有を図り、ライフステージの移行期に引き継がれる仕組みの構築に努めます。
	発達障がいのある子どもの身近な療育の場として、基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援事業の充実に努めます。
	障がいのある子どもが希望する地域生活を実現できるように、障害児支援利用計画をもとに、障害児通所支援事業(児童発達支援や放課後等デイサービスなど)や障害福祉サービスの利用支援を引き続き実施します。

## 施策2 教育環境の充実

障がいのある児童・生徒の能力を引き出し、最大限に伸ばしていくための支援を充実させ、本人・家族の意向を尊重しつつ、教育的ニーズをしっかりと踏まえたきめ細かな支援を行っていく必要があります。

町民アンケート結果では、「町としてこれから、障がいのある人のために、特にどのような施策に力を入れる必要があるか」という設問では、「学齢期等において障がいのある子どもたちの可能性を伸ばせる教育を進める」という回答が約30.1%となっています。

今後は、小学校以上の児童に対しては、障がいの種別に応じた教育を受けられるよう、特別支援教育における指導の充実を図るとともに、通常の学級では、学習効果が表れにくい子どもに対して、個々に応じた個別的・集団的な教育やインクルーシブ教育(一般教育制度から排除されずにその中で支援を受ける)等が実施できるよう各関係機関と連携していくことが必要です。

### 【施策の方向性】

誰もが地域で共に育ち、学ぶことができる環境整備や教員、教育補助員等の障がいに対する理解を深め、専門性の向上を図ります。

また、重度の障がい等により外出が著しく困難な障がいのある児童・生徒に対し、居宅を訪問しての発達支援の提供や医療的ケアを必要とする障がいのある児童・生徒が適切な支援を受けられるよう、関係機関との連携に努めます。

【町の取組み】

施策名	施策内容	担当課
(1)特別支援教育の充実	教育・福祉・保健・医療等の各分野が定期的に情報交換を行い、適切な指導および必要な支援に努めます。	教委・学校教育課
	特別支援学級を必要とする児童の実態について、保育園や幼稚園などからの情報収集や保護者のニーズの把握に努めます。	教委・学校教育課
	障がいのある児童・生徒の教育(特別支援教育)担当教員の専門知識や技術を高め、指導力および資質の向上を図ります。	教委・学校教育課
	障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育が行えるように、指導計画、支援計画を作成し、就学指導を実施します。	教委・学校教育課
	障がいのある児童・生徒が安全に安心して教育を受けられるよう、衛生面や安全面など、学校の施設および設備の充実に引き続き努めます。	教委・学校教育課
(2)インクルーシブ教育システムの構築	障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒がともに学ぶ機会が拡充するように、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、受け入れ体制の充実や教育環境の整備を図ります。	教委・学校教育課

## 基本目標5 いきいきと暮らせる社会参加や生きがいづくりの推進

### 施策1 スポーツ・レクリエーション活動の推進

障がいの有無にかかわらず、スポーツやレクリエーションは、体力の維持や向上につながるだけでなく、その活動を通して楽しいひとときを過ごすことで生活の質(Quality Of Life)の向上につながります。

障がい者がスポーツやレクリエーションなどを楽しめるよう、関係機関と連携し、必要な配慮や環境整備を行うとともに、活動の場の提供に努める必要があります。また、地域社会との交流や理解を深めるため、社会活動へ気軽に障がい者が参加できるような環境整備を推進していく必要があります。

#### 【施策の方向性】

障がいの有無にかかわらず一緒に活動できるスポーツの種目の普及や、障がいのある人が参加しやすいスポーツ・レクリエーションの機会を提供し、障がいのある人の社会参加やコミュニティの構築につながるよう、今後も努めていきます。

#### 【町の取組み】

施策名	施策内容
(1)障がい者スポーツ・レクリエーション活動の充実	障がいのある人の健康保持・増進を図るため、関係各課と連携し、障がいのある人向けの運動教室や2021年の東京パラリンピックの開催と関連づけた事業などについて検討します。
	障がいのある人が楽しみながらスポーツ活動を通じて多くの人と交流できるように、障がい者スポーツ大会等の周知や参加の支援を行います。
(2)多様な活動への参加支援体制の整備	障がいのある人が安全に安心して活動に参加できるように、指導者や支援者の確保・育成や、公共のスポーツ施設等の整備に努めます。

## 施策2 文化活動の充実・教育環境の充実

障がいのある人の生活をより豊かにし、自立と社会参加を促すために、文化活動への参加は重要です。

障がいのある人が、生きがいをもって、自分らしくいきいきとした生活を実現し、文化活動が楽しめるよう、様々な配慮や環境整備、情報や活動機会の積極的な提供に努める必要があります。

また、地域社会との交流や理解を深めるため、あらゆる文化活動への障害者の参加を促進していく必要があります。

### 【施策の方向性】

障がいのある人が積極的に学習活動に参加でき、多様な学習ニーズに応えられるよう学習機会や関連情報を提供するなど、学習活動の機会拡充に努めます。

### 【町の取組み】

施策名	施策内容	担当課
(1)文化活動の充実	学習ニーズの把握に努めるとともに、障がい特性に応じた学習内容や支援のあり方などを検討し、学習機会の提供に努めます。	健康福祉課 教委・生涯学習課
	障がいのある人が創作した作品や活動成果の発表機会が充実するように、活動情報の把握や活動支援に努めます。また、多くの町民が来場するように町民への周知に努めます。	健康福祉課 教委・生涯学習課
	公民館等において開催するコンサートなどのイベント案内を継続して実施します。	教委・生涯学習課
(2)多様な活動への参加支援体制の整備	障がいのある人が安全に安心して活動に参加できるように、指導者や支援者の確保・育成や、文化施設等の整備に努めます。	健康福祉課 教委・生涯学習課

## 基本目標6 人にやさしい安心で快適な生活環境の整備

### 施策1 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

障がいのある人の外出を支援するためには、まち全体がバリアフリーであることが重要となります。

障がい者アンケート結果では、「外出する時に困ること」という設問では、「道路や駅に階段や段差が多い」という回答が約19.8%となっています。

障がいのある人の社会参加を促進するために、町全体で総合的なバリアフリー化を進め、障がいのある人にやさしい福祉のまちづくりを進めていく必要があります。

#### 【施策の方向性】

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成30年11月施行)に基づき、心のバリアフリー化や町内施設のバリアフリー化の更なる促進を検討します。特に、道路や公園、建築物を整備する際は、移動等円滑化基準に基づく整備を検討します。また、「群馬県人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づき、子どもから大人まで、障がいの有無や国籍に関わりなく、誰もがいきいきと心豊かに日常生活を送り、社会活動を行うことができる社会の実現を目指し、ユニバーサルデザインを踏まえたまちづくりを推進します。

#### 【町の取組み】

施策名	施策内容	担当課
(1)公共施設等の改善	町が所有、管理する施設や道路等については、バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点を踏まえ、順次、整備・改善を行い、すべての町民が利用しやすい環境づくりに努めます。	健康福祉課 総務課 教委・生涯学習課 都市建設課
	バリアフリーやユニバーサルデザインの趣旨や、公共施設等の利用マナーに関する周知に努めます。	健康福祉課
(2)居住の場の充実	障がいのある人の居住の場を充実するため、公営住宅や民間賃貸住宅への入居支援策等について関係課と連携して検討を行います。	都市建設課 健康福祉課
	高齢者福祉施策等と連携し、手すりの取り付けや段差の解消など、居宅における改修への支援に努めます。	健康福祉課
	在宅での生活が困難な人には、グループホームや施設等への入所支援に努めます。	健康福祉課

## 施策2 情報アクセシビリティの推進

今日の情報化社会において、障がいのある人が様々な情報を入手できるように、一人ひとりの障がいに応じて、適切な方法で情報を提供する必要があります。

また、福祉サービスの選択や決定に必要な情報を適切に提供し、自己決定を総合的に支援する体制の整備が求められています。

障がい者アンケート結果では、「あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いか」という設問では、「行政機関の広報誌」という回答が最も多くなっており、「インターネット」という回答も15.2%あります。

今後は、障がい者が可能な限り意思疎通を行えるように配慮していくことが重要です。特に、視覚障がい者や聴覚障がい者など、情報の入手やコミュニケーションの困難な人に対する意思疎通の支援や情報アクセシビリティの向上を図る必要があります。

### 【施策の方向性】

聴覚や視覚に障がいのある方に対し、ファクシミリや補聴器および拡大読書器や活字読上げ機の購入助成により、情報の取得や意思伝達手段を提供し、社会参加しやすい環境づくりに努めています。今後も制度の周知や充実に努めます。

【町の取組み】

施策名	施策内容
(1)手話通訳者の派遣・育成、点字・音声訳ボランティアへの支援	社会福祉協議会と連携し、町内在住の手話通訳者の育成、確保に努めるとともに、県コミュニケーションプラザとの連携を図り、緊急依頼への対応に努めます。
	大泉町および千代田町との3町合同企画での手話通訳者養成講座を開催するとともに、内容の充実に努めます。また、手話は言語の一つであるという考え方の啓発を行います。さらに、点字・音声訳ボランティアの養成講座を支援します。
	ボランティアによる広報紙の音訳テープの作成および配布活動の支援を継続するとともに、より多くの人に声の広報が届けられるよう、作成方法や体制、配布の方法などを検討し、一層の充実に努めます。
(2)新たな意思疎通支援、意思決定支援	意思疎通支援を必要とする障がいのある人に対して、自己選択、自己決定に基づいた支援に努めるため、多様な支援のあり方について検討します。
(3)情報を利用しやすい環境づくり	障がいの特性に配慮したホームページ等における情報アクセシビリティの向上に努めます。
	広報紙、パンフレット、ガイドブック等について、録音テープの作成、漢字へのルビ振り、専門用語等への注釈付けなど、さまざまな障がいに配慮した情報提供を行います。また、社会の変化に即したICT機器の給付など、情報機器について調査研究を行います。
	社会参加や福祉サービス、安全・安心に関する情報など、年齢や障がいの特性、ニーズを踏まえた情報の発信に努めます。また、情報の提供漏れが生じないよう、関係課および関係機関との連携強化に努めます。

### 施策3 安全・安心への配慮

障がい者にとって、緊急時や災害時の対策・対応や防犯体制の充実をさせていくことは、地域において安全・安心な生活を送るうえで大変重要な課題です。

障がい者アンケート結果では、「あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できるか」という設問では、「できない」という回答が約 38.1%となっています。

また、「災害時に困ること」という設問では、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」という回答となっています。

今後は、緊急時に障がいのある人が速やかに必要な支援を受けられるような環境の改善に努めるとともに、障がいのある人に対する的確な情報提供や安全に避難できる避難路の確保に努めるとともに、ひとり暮らしや日中独居の障がいのある人などの防犯と安全確保のため、関係機関や地域組織に働きかけ、防犯体制や緊急時の連絡通報システムの推進を図る必要があります。

#### 【施策の方向性】

近年発生した水害等の教訓を生かし、「地域防災計画」との連携を図りながら、避難誘導體制の整備、福祉避難所の確保、自主防災組織の育成など、避難行動要支援者対策の拡充に努めます。また、ひとり暮らしや日中独居の障がいのある人などの防犯と安全確保のため、関係機関および地域組織に働きかけ、防犯体制や緊急時の連絡通報システムの推進を図ります。

## 【町の取組み】

施策名	施策内容	担当課
(1)地域防災力の向上	広報やポスター、チラシ等のさまざまな媒体を活用し、各家庭での防災意識の向上を図ります。	安全安心課
	障がいのある人や高齢者、妊婦、乳幼児等の要配慮者の防災訓練への参加促進を図ります。	安全安心課
	自主防災組織等の関係機関・団体との連携強化や防災訓練の実施促進等に努め、地域の防災力の向上に努めます。	安全安心課
	避難行動要支援者名簿登録制度を周知するとともに、名簿情報に基づき効果的な避難が行えるよう、自主防災組織や関係機関と検討します。	安全安心課 健康福祉課
	災害情報や避難に関する情報等が確実に伝わるように、障がい特性に配慮した情報の伝達に努めます。	安全安心課
	既存の福祉避難所の機能充実および新たな福祉避難所の設置を検討するとともに、指定避難所や自宅避難生活を送る障がいのある人への支援体制の充実に努めます。	安全安心課 健康福祉課
(2)防犯活動の推進	警察や関係機関・団体等と連携し、日常的な防犯パトロール等の防犯活動を推進します。	安全安心課
	障がいのある人や高齢者、女性等を犯罪から守るため、防犯に関する講習会や広報活動を推進します。	安全安心課
	悪質商法や詐欺等の消費者被害から障がいのある人を守るため、消費者相談窓口の周知や他部門と連携して、消費者被害を未然に防ぐ環境づくりに努めます。	商工振興課 (消費生活センター)
(3)交通安全対策の充実	警察や交通安全関係団体と連携し、障がいのある人を含む町民の交通安全意識の高揚を図るため、あらゆる機会を通じて交通安全運動を推進します。	安全安心課

## 基本目標7 就労の機会の拡大の推進と経済的支援

### 施策1 就労への支援

障がいのある人の就労には、職場や事業所の理解・協力が不可欠であり、受け入れる職場の環境整備や障がいのある人の雇用に関する制度の普及・啓発を図っていく必要があります。

障がい者アンケート結果では、「平日の日中を主にどのように過ごしているか」という設問では、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」という回答は15.7%に留まっています。また、仕事をしていない人のうち、13.1%の人が「仕事をしたい」と回答しています。

今後は、一般就労をするうえでの必要な知識や能力の向上のための機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練の場を確保する等、一般就労に向けた活動を支援していくことが必要です。

#### 【施策の方向性】

ハローワーク(公共職業安定所)をはじめ地域における学校・企業・関係機関等による連携を強化し、障がいの状況に対応した雇用・就労の場の確保対策を推進します。

「群馬県工賃向上計画」を勘案して、県と連携して就労継続支援事業B型事業所での計画作成を図り、事業所や企業・関係機関等とのネットワーク構築に努めて賃金水準の向上を目指します。在宅で仕事を希望する障がいのある人に対しては、在宅就業障害者支援制度等の活用を促進します。

#### 【町の取組み】

施策名	施策内容	担当課
(1)就労定着支援体制の整備	障害者就業・生活支援センターをはじめとする関係機関の連携により、就労定着支援体制の整備を図ります。	商工振興課 健康福祉課
(2)福祉的就労の充実	障がいのある人一人ひとりが障がいの状態や状況に応じた就労の場(日中活動の場)を確保できるよう、地域活動支援センター等との連携強化、支援を図ります。	総務課
(3)公共機関における雇用拡大の推進	町役場等の公共機関において、障がいのある人の雇用を推進するとともに、雇用職域の拡大を図ります。	総務課
	工賃水準が向上するよう、町が取り組む事業について、町内の障害者支援施設や障害福祉サービス事業所等への委託などを推進します。	各課

## 施策2 障がいのある人の活躍の場の拡大

障がい者の就労には、職場や事業所の理解・協力が不可欠であり、受け入れる職場の環境整備や障がい者の雇用に関する制度の普及・啓発を図っていく必要があります。

障がい者アンケート結果では、「障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思うか」という設問では、「職場の障がい者理解」が34.8%と最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」、「通勤手段の確保」となっています。

障がい者の就労を促進するためには、受入企業の理解・協力が重要であることから、障がい者の雇用や職場環境整備に関する制度について啓発を行っていくとともに、障がい者が就労可能な職種の開発や相談体制の充実を図るため、関係機関と連携していくことが必要です。

### 【施策の方向性】

一般就労をするうえでの必要な知識や能力の向上のための機会を提供するとともに、障がい者の働きやすい環境づくりのため、障がい者への配慮と差別解消に向けた取り組みの充実および事業所への障がい者雇用の呼びかけを行います。

### 【町の取組み】

施策名	施策内容	担当課
(1)障がいのある人の雇用に関する啓発	広報紙やパンフレットなどを通じ、「障害者雇用支援月間」(毎年9月)や全国障害者技能協議大会(アビリンピック)などの周知に継続的に取り組みます。	商工振興課 健康福祉課
	障害者雇用率制度や障がいのある人の雇用に関する各種助成制度の活用、税制上の優遇措置などの情報収集に努めるとともに、さまざまな機会を通じて事業主への周知に努めます。	商工振興課 健康福祉課
(2)就労支援体制の充実	障害者就業・生活支援センターをはじめ、ハローワーク(公共職業安定所)、就労支援ワーカー、ジョブコーチなどの関係機関の連携による就労支援体制の充実を図ります。	商工振興課 健康福祉課
	一般企業などへの就労を希望する障がいのある人に対して、就労の機会の提供や、就労に必要な知識・能力の向上のため、障害者総合支援法による訓練系サービスの充実に努めます。	商工振興課 健康福祉課

### 施策3 生活の安定への支援

#### 【現状と課題】

障がいのある人の安定した生活の基盤をつくり、地域で共に生活するためには、障がいのある人の雇用・就業に関する施策を進めるとともに、本人やその家族に対する各種手当、医療費助成制度などの普及促進を図っていくことが重要です。

障害基礎年金や特別障害者手当などの各種手当の支給制度は、障がい者やその家族の経済的な負担を軽減し、日常生活を支える役割を果たしています。

今後も、所得保障および貸付等経済的支援事業の充実を図り、生活の安定と経済的自立を支援していくことが必要です。

#### 【施策の方向性】

障がいのある人の安定した生活の基盤をつくり、自立を促すため、各種の年金や手当制度による経済的支援を行います。

手帳交付時など、年金や手当制度の該当になるとと思われる方に対する申請案内を徹底します。

#### 【町の取組み】

施策名	施策内容	担当課
(1)各種手当・年金等の周知・徹底	各種年金や手当制度について、周知・徹底に努めます。	健康福祉課 住民課
	税の減免制度や鉄道等の運賃・料金の割引制度について、周知・徹底を図ります。また、内容の拡充、対象者の拡大を国や県等に働きかけます。	健康福祉課 税務課

## 第5章 計画の推進

### 第1節 協働と連携による計画の推進

#### (1) 国・県および近隣市町との連携

障がいのある人に係る施策は、国・県の制度や計画と深く関係しているため、国・県との緊密な連携を図りながら、事業の有効かつ円滑な推進に努めます。

また、障がい者福祉施策の中には、町単独で行うことが困難なものや、太田・館林障害保健福祉圏域など広域的に行ったほうが効果的な事業もあるため、近隣市町との連携・調整を図ります。

#### (2) 地域との連携

計画の推進にあたっては、地域活動団体、ボランティア、NPO、福祉サービス事業者、社会福祉協議会など、地域の組織・民間団体との協力関係を強め、障がいのある人に対する取組みを支援し、計画の円滑な推進を図ります。

#### (3) 地域自立支援協議会との連携

本町では、地域自立支援協議会を館林市および邑楽郡5町で設置しており、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくり等に重要な役割を果たしています。

相談支援事業の体制強化や地域生活支援拠点の構築など、障がいのある人の豊かな地域生活の向上を実現していくため、地域自立支援協議会の充実が図られるよう、協議会の役割を一層明確にし、協議会全体や各部会の機能の向上に向けた支援を推進します。

### 第2節 計画の周知・普及

本計画を推進するには、本計画の目指す方向性や取組みについて、町民、地域活動団体、ボランティア、NPO、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、町などの計画に関係するすべての人や団体が共通の理解を持つことが必要です。

そのため、広報紙やホームページなどを通じて本計画の周知、普及に努めます。

### 第3節 計画の進行管理体制

計画を着実に推進するためには、計画の進行過程を管理する体制を確立することが必要です。そこで、計画の点検・評価については、地域自立支援協議会や障がいのある人の意見や評価などを踏まえながら、PDCAサイクルに基づいて実施します。また、社会経済状況の変化や、国・県の制度改正の動向を踏まえて、必要に応じて計画内容の見直しを行います。